

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会	
開催日時	令和3年3月12日（金） 午前10時	
案 件		ページ
	証人尋問……………	4
	今後の調査の進め方等について……………	69
出席議員	委 員 長	前 田 敏
	副 委 員 長	藤 原 美知子
	委 員	守 屋 大 道
	委 員	西 垣 智
	委 員	荒 木 眞 澄
	（ 議 長 ）	多 田 隆 一
	（ 副 議 長 ）	山 元 建
欠席議員		
説 明 員	議会事務局長	榊 野 祐 子
証 人	副 市 長	元 平 修 治
	副 市 長	岡 田 正 文
		田 中 隆 弥
	秘書課主幹	布 施 芳 文
会議事項及 びその結果	別紙のとおり	

(午前10時00分開会)

○前田敏委員長 おはようございます。ただいまから、第9回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日も、本委員会の法的助言者である田島弁護士に御出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります前に御報告と確認でございます。

去る3月10日、本日、証人尋問を行う予定の田中氏より、多田議長に対して申出がありました。申出の内容は、証人尋問に出頭することはやぶさかではないが、公人でも市職員でもない一般市民が、多くの傍聴人、マスコミの前で証言することは非常に心理的負担が大きく耐え難いため、百条委員会の委員だけの中で証言したいとのことで、証人尋問を行う際は秘密会とするよう求めるものでございました。

本件の取扱いについて、藤原副委員長より発言を求めていますので、これをお受けいたします。

○藤原美知子副委員長 本来、田中氏に関係する事案の重要性を鑑み、公開の場での証人尋問が適当であると考えておりましたが、田中氏からの申出のとおり、過度の緊張により正確な証言が得られなくなるおそれもありますので、本委員会の対応として、田中氏に対する証人喚問の際は傍聴を認めない秘密会として、なおかつ会場も第3委員会室で開催し、委員外委員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことを提案いたします。

○前田敏委員長 ただいま、藤原副委員長から発言がありました件について、いかがいたしましょうか。

○荒木眞澄委員 藤原副委員長の御提案のとおり、秘密会としてはいかがでしょうか。

○前田敏委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、ただいまの御意見のとおり、田中氏に対する証人尋問の際は、傍聴を認めない秘密会として第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴につい

でも認めず、議事の記録は公表しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、議会棟内の第1、第2及び第3委員会室の傍聴者に申し上げます。午後1時頃から開催を予定しております田中氏への証人尋問は、ただいま決定いたしましたとおり、第3委員会室において秘密会として開催いたしますので、その際は職員の指示に従い退出していただきますようお願いいたします。なお、秘密会終了までの間、退出いただいた傍聴者のために、控室として3階、議会会議室を開放いたしますのでよろしくをお願いいたします。

また、秘密会とする調査終了後は、再度、こちらの議場に戻り、公開の場で委員会を行いますので、よろしく願いをいたします。

次に、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありました。本委員会の運営要領では、報道関係者からテレビ及び写真撮影等について申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定することになっております。

本日の委員会でのテレビ及び写真撮影並びに録音については、いかがさせていただきますでしょうか。先ほど決定いたしました、秘密会とする調査部分については、当然、テレビ及び写真撮影並びに録音はできませんが、それ以外の部分については、いかがさせていただきますでしょうか。

○西垣智委員 これまでの本委員会の運用どおり、報道関係者による録音については許可し、テレビ及び写真撮影については証人のプライバシーに配慮して、証人尋問以外を許可し、証人が入室し、尋問終了後、退室するまでの間は禁止してはいかがでしょうか。

○前田敏委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、ただいまの御意見のとおり、本日の委員会で秘密会とす

る調査部分以外について、報道関係者による録音についてはこれを許可するとともに、テレビ及び写真撮影については証人尋問以外を許可し、証人が入室し、証人尋問終了後、退室するまでの間は禁止したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、傍聴人に申し上げます。傍聴人による撮影、録音は禁止されておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、案件に入ります。

まず初めに、証人尋問の進め方についてでございます。本日は、元平証人、岡田証人、田中証人、布施証人の4名の証人尋問を予定しております。まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から個別尋問を行います。

なお、個別尋問の順番ですが、証人ごとに順番を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 ありがとうございます。それでは、個別尋問の順番ですが、まず、元平証人については荒木委員、岡田証人については守屋委員、田中証人については藤原副委員長、最後に布施証人については西垣委員がそれぞれ尋問を行っていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本日は証人のプライバシーの保護の観点から、議場での布施証人への証人尋問実施時には、証人席及び通路につい立てを設置いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、尋問時間についてでございます。

それでは、説明は藤原副委員長にお願いしたいと思います。

○藤原美知子副委員長 それでは、説明いたします。本委員会の運営要領において、

尋問の時間は証人1人当たりおおむね1時間から2時間程度とされております。本日の証人1人当たりの尋問の時間は、進行の都合上、おおむね1時間程度といたしたいと思っております。

なお、主尋問及び個別尋問終了後、時間の許す範囲内で最初の尋問の補足的な尋問については認めたいと思っております。説明は以上です。

○前田敏委員長 ありがとうございます。尋問時間については以上のとおりですが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、尋問時間については証人1人当たりの尋問の時間はおおむね1時間程度とし、その後、時間の許す範囲内で追加の尋問を受けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、証人尋問に入ります。

報道機関の皆様申し上げます。この後から証人尋問終了後、証人が退室するまでの間、撮影はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、当委員会の決定に反した場合は、確認した時点で退室を願うことにいたします。

それでは、証人入室のため暫時休憩いたします。

(午前10時07分休憩)

(午前10時08分再開)

○前田敏委員長 再開いたします。

元平証人におかれましては、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用

されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○前田敏委員長 それでは、証人は、宣誓書の朗読を願います。

○元平修治証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年3月12日、元平修治。

○前田敏委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印願います。

(元平証人 宣誓書に署名、捺印)

○前田敏委員長 皆様、御着席をお願いいたします。

(全員着席)

○前田敏委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより元平証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市副市長の元平修治さんですか。

○元平修治証人 間違いございません。

○前田敏委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○元平修治証人 間違いございません。

○前田敏委員長 それでは、私のほうから、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたします。

ただ、尋問を始める前に前回の富田市長への尋問に際し、市長が何度も発言をされておりました厚生労働省のパワハラ の定義について、改めて御説明させていただきた

いと思います。

厚生労働省では、パワーハラスメントを同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為と定義されており、具体的には職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、1、身体的な攻撃、2、精神的な攻撃、3、人間関係からの切離し、4、過大な要求、5、過小な要求、6、個の侵害などをパワハラに当たる行為としております。

私ども百条委員会では、これらの定義に基づき、市長が職員に対して行われた行為について、事実を確認していることを改めて申し上げます。

また、アンケート調査について、市長から、匿名で行われたものでその信憑性は疑問があるとの発言がありましたが、アンケートには自ら氏名を明記し、調査への協力を申し出てくれる方も多数おり、それにより、多くの方から聞き取り調査をさせていただきました。私どもの尋問は、それから聞き取り調査に御協力いただいた方々や秘密会での証人の方々から尋問内容に入れることの了解を得た上で行っているものであることを申し添えておきたいと思っております。

それでは、私のほうから何点か質問をさせていただきます。

職員からの証言では、令和元年8月頃、元平証人は職員に対して、富田市長に意見を言うな、市長の言うことを素直に聞くようにと指示をされたとのことですが、間違いありませんか。

○元平修治証人 ちょっと記憶に、今、ございません。

○前田敏委員長 市長が職員に対して、昨年10月のマスコミ等の報道について、情報漏えいの犯人を証明せよと命じたことを知っておられますか。

○元平修治証人 それは直接は知りません。

○前田敏委員長 では、犯人でなければ真犯人を捜し、できなければ所属政党を通して、警察、検察に告訴するということを知っていますか。

○元平修治証人 いえ、それは存じません。

○前田敏委員長 職員が、真犯人を見つけなければ犯人として捏造されるということで上司に相談をしていますが、知っておられますか。

○元平修治証人 いえ、それも報道等で後で知っただけでございます。

○前田敏委員長 昨年10月25日、富田市長の後援会長から、職員が動画提供の犯人だと疑われたことを知っておられますか。

○元平修治証人 はい、知っております。

○前田敏委員長 その際、元の生活に戻れないような状況になることもありますよ、犯人として捏造される場合もあるのですよと言われたことを御存じですか。

○元平修治証人 はい、知っております。

○前田敏委員長 それでは、委員のほうから順次尋問をいただきたいと思います。

○荒木眞澄委員 それでは、お伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、10月29日の木曜日の午後、市長の後援会長の事務所に職員が呼び出されたそうですけども、あなたがこの職員に指示をしたのですか。

○元平修治証人 そのときの経緯について、少し説明させていただいてもよろしいですか。

○荒木眞澄委員 はい。

○元平修治証人 もともと犯人捜しをするのを私は拒んでおりまして、その人は犯人ではない、やっていないということを私はずっと言っておりました。そして、それもその人と話をした上で確認をしておるので、やっていないと、それは市長に伝えておりました。それでも、もう一度確認をとということになりまして、そのときにその職員に対して、ちょっと時間を取ってもらえるかと。俺はやっていないの分かっているけれども、もう一回確認しろということになっているから、時間を取ってくれるかということ、いいですよということがありましたので、それで、時間給といいますか、もう、これは公務ではないから休みを取ってくれるかということを書いて、いいですよということで、私のほうから会ってもらうようにしました。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、確認ですけども、この後援会長の事務所に

集まる指示をしたのは、元平副市長本人ということによろしいですね。

○元平修治証人 その場所を決めたのは私ではございません。もともと再確認してくれというのは、市長から言われて再確認をしたのです。私が再確認する必要は、1度確認しておりますし、報告もしておりますから、私は再確認する必要はないと思っておりますので。

○荒木眞澄委員 では、市長のほうから再確認ということでは、場所をこの後援会長の事務所に決められたのは誰ですか。

○元平修治証人 市役所の中で会うというのはよくないだろうというのがありまして、そのときに、秘書課の職員2人について確認したいというお話でありまして、1人については自分で確認する、もう一人については確認してくれということになりまして、そのときにその市役所の職員でない人が入るから、では外で集まらなければということになりまして、そこで、はっきりとその指示が、誰というのはすみません、記憶はちょっとはっきりしておりません。

○荒木眞澄委員 すみません、再度確認いたしますけれども、この後援会事務所で集まるように指示したのは、具体的にどなたですか。

○元平修治証人 ですから、その場所で、そうですね、そうなりますと、やはり市長から聞いたのかなと思います。

○荒木眞澄委員 市長、では、指示は市長からあったということで間違いはないですね。

○元平修治証人 はい。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、差し支えなければこのとき、この事務所でこのお話をされた方々、そこにおられた方のお名前を言っていただけますか。

○元平修治証人 私と、いや、その職員の名前を……。

○荒木眞澄委員 名前は結構です。職員の名前は結構です。

○元平修治証人 職員と、その先ほどから言っている後援会長の方。

○荒木眞澄委員 後援会長ですね。

○元平修治証人 はい、3人です。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、後援会長と元平副市長と職員の3名だったということでしょうか。

○元平修治証人 そのとおりです。

○荒木眞澄委員 分かりました。この10月29日木曜日、その3人がお集まりになられたとき、この後援会長の事務所にて、後援会長と元平副市長、そして、職員の3人で秘密保持契約書に署名、捺印されておりますけれども、事実で間違いありませんか。

○元平修治証人 はい、間違いございません。

○荒木眞澄委員 この秘密保持契約書の内容は、後援会長と元平副市長、そして、職員の3人の知っている情報を外部に漏らさないことを約束するための契約書ですか。

○元平修治証人 そういうふうには捉えませんでした。入りまして、その集まったときにその用紙をまず出されまして、一体何だろうと思いました。そこに書いてあったのは甲と乙という区分がありまして、乙が私とその職員でした。ですから、3者でやっておりますが、2者の契約というふうになっていたと思います。そのときに、えっと思って、そこで見ても頭に入らない感じが、入らなかったのが事実ですけれども、そのときにここだけの話やでというのを書面にするようなものなのでということで、知っていること、だから、ここで今から話すことはどこにも漏らさないようにしようねというような、漏らさないよというか、そういう、ちょっと私としても軽い気持ちで書いてしまったのは、それはよくなかったと思いますが、そこははっきりと読み解けていなかったのも事実です。その際に、その職員も別段嫌がる感じでなく書き出したのもありましたので、正直、私はもう一回確認すること自体をよしとはしていなかったもので、早く、もうそれぐらい、もう書いたら済むのだったらという安易な気持ちで書いてしまっていたのは事実です。そういうことです。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、その辺のことについて、ちょっと詳細にお聞きしたいと思いますけれども、その前に、あなたはまず、この職員がサウナ等の情報を流出した犯人だと思っておりますか。

○元平修治証人 思っておりません。

○荒木眞澄委員 では、この情報流出の犯人を、その当時一緒に集められた職員、この流出の犯人をその職員に特定した人は誰ですか。

○元平修治証人 ですから、秘書課の職員2人を状況証拠でそこしかないと言われたのは市長です。

○荒木眞澄委員 市長ですね。では、確認ですけれども、その職員を犯人のように特定したのは富田市長本人でよろしいですね。

○元平修治証人 ちょっとここは長くなりますが、すみません。私はもともとその職員を昔からよく知っているから、人間関係もあるし、私にうそをつくことはないからということで話も聞きまして、それで、本人はやっていませんということだったので、分かっている、僕はもうそれは信じるということですとずっと言っておりました。それで、その上でもう一回というか、私はもうとにかく違うと思っていましたけれども、いや、では、状況証拠から見て秘書課しか考えられないという話をされたのですが、私は、その気になれば誰でもできるのではないのですかという話をしていましたが、どうしても、いや、もういろいろ考えてもこれしかないというのを言われたのは市長です。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、市長がこの職員を犯人に特定した根拠のようなものを、何かお話をされましたか。

○元平修治証人 これまでいろいろな指示とかについては、この2人にしか言っていないというようなことをございました。ですから、私どもも一切知らないことがあるのですが、副市長に対しても何も言ってもらっていないことも、この2人には言っていると、それは自分でおっしゃっていました。だから、それが漏れたりするということは、この2人しかいないというような話でした。

○荒木眞澄委員 では、確認ですけれども、この秘密保持契約書の作成と、あなたが関与するように指示したのは富田市長本人でよろしいですね。

○元平修治証人 その契約書を指示したのかどうかは分かりません。

○荒木眞澄委員 では、その契約書についてお尋ねいたしますけれども、では、その契約書を用意したのは後援会長ですか。

○元平修治証人 はい、入ったときにありましたから、そうだと思います。

○荒木眞澄委員 では、この後援会長がこの契約書に関与したのは富田市長の指示でしょうか。

○元平修治証人 それは違うかと思います。ですから、その契約書まで、市長はそこまで考えていらっしやったかなというと、どうだろうと思うので。

○荒木眞澄委員 再度確認ですけれども、先ほど、まず、この3人が集まられるというのを指示したのは市長とおっしゃいましたよね。そのときに、後援会長さんもそこに来られたということも、指示したのも市長ですよ。

○元平修治証人 それにつきましては、そうですね、その方と直接話をしろと言われてたと思います。時間の調整ですね。その調整をしましたけれども、もともとそこで会えと言ったのは市長、どう言えばいいかな。まず、もう一回確認してくださいと言われて、2人もしくは3人という言い方をされたと思います。2人といったら、私とその職員と会うというのは、もうやっているのですかというのを言ったかと思いますが。では、3人で会ってくださいとなって、その会う時間とかは直接やり取りしてくださいというような話で、私は連絡しましたので、そういう連絡は行っていると思っております。

○荒木眞澄委員 では、その事務所に行かれたのはどのような方法で行かれましたか。

○元平修治証人 その後援会長の方が車で来て、私たち2人を乗せてくれました。

○荒木眞澄委員 では、この秘密保持契約書ですけれども、それは誰が作成しましたか。再度確認をします。

○元平修治証人 それは、あくまで推測でしかありませんが、その会長さんだろうと思います。

○荒木眞澄委員 では、この契約書を3名で交わされた目的は何ですか。

○元平修治証人 そのときに、ここだけの話だからねということだったので、これは今日、話すことは口外することはやめようというか、しないという、そういうことだと思いました。

○荒木眞澄委員 では、副市長という立場のあなたが、本市職員に対してこのような契約書を交わすことを正当だと思いませんか。

○元平修治証人 ですから、立場を考えれば、そこに同席して一緒にやったこと自体は、それ自体で本人に誤解を招いたり、プレッシャーを与えていたとすれば、それは大変私としては反省しなければいけませんし、彼に謝らなければいけないと思います。

しかし、こう書いたときには、もともと彼にもその場で言ったのですが、私はあなたのことをそんなことをやったと思っていません。ですが、もう一回、確認しろと言うので今日来てもらって、こういうことをやっています。私が強要したというよりも、甲と乙とありまして、私と彼とは同じ立場でとにかく早く終わらそうというのがあったのが、これが甘かったのだと思いますし、自分が副市長ということであれば、そこで、そのときも出たときに、何だろうこれ、何でこんなの要るのだろうと思いました。言いましても拇印しなければいけませんし、何でそんなのまで要るのだろうと思いました。

ですが、もうここ、もともと私は彼ではないと思っているのを、また、これを繰り返すのも嫌でしたから、早く、もうこれで済むのならと思ったときに、彼も嫌がらずに書いていたのを見て、これも私の認識が甘いし、これはよくなかったと思います。それは反省しておりますが、そういった状況だったので、強要はしたとは私は思っておりませんが、よくなかったのかなと。そこまで要るものではなかったのではないかと。あの中身を後々見ても、特段、交わさなければいけないものではなかったのではないのかなと思います。

○荒木眞澄委員 今の説明からすると、では、強要したのは後援会長ですか。

○元平修治証人 今、強要という言葉を使ってしまいましたが、強要されたわけでもなく、強要して書けと言った、そういうのではないです。ですから、こういうのを交わしてお互いというか、普通に話すときにここだけの話やでというのを、ちょっと文書化することで、どういのですか、精神的にどう感じるかだと思いますけれども、強要という感じでは取らなかったのですが、こんなの要るかなとは思いました。

○荒木眞澄委員 では、その場で、先ほどお話の中で甲が後援会長、乙に副市長と職員ということで、先ほどそのときに初めてその契約書を見られたとおっしゃいましたが、それはなぜ断れなかったのですか。その理由を述べてください。

○元平修治証人 ですから、もう早く終わらせたいというのと、ここだけの話やでをちょっと文書化したものだというような説明も受けましたので、もう、それだったらということですね。

○荒木眞澄委員 では、この契約書について、明確にその職員にどういった内容のものなのかという説明はされましたか。

○元平修治証人 先ほど来言っております、ここだけの話やでというものという、あとほかにあったのか、ちょっとそこまで、それ以上覚えていないですね。

○荒木眞澄委員 その説明はどなたがされましたか。

○元平修治証人 その後援会長です。

○荒木眞澄委員 後援会長ですね。

○元平修治証人 はい。

○荒木眞澄委員 分かりました。この契約書を交わされたということは、元平副市長にお聞きしますけれども、これは立派な一つのパワハラではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○元平修治証人 ですから、それを職員が、私は副市長でありますし、私がおることです。そういった圧力を感じたのであれば、それに近いものだと思いますが、私はそのとき、もともとの彼との関係でそこまでのことはないと思いましたので、そうは思っておりませんでした。ただ、やっぱり同席してそれをしたこと自体は、決していいことではなかったろうなというふうに、今は思っております。

○荒木眞澄委員 では、この契約書を交わされたとき、その職員に対して動画流出の犯人について認めれば将来を保証するというような内容の話があったとのことですが、間違いありませんか。

○元平修治証人 はい、間違いありません。

○荒木眞澄委員 その発言をされたのは誰ですか。

○元平修治証人 発言されたのは後援会長ですが、その語尾が、そういう話が出たのは覚えているのですが、語尾については、はっきり覚えていないところがございます、それをしたら、そういうふうに進言してあげるねと言ったのか、市長はこう言っているねと言ったとか、そういうところは一切ちょっと記憶にないのです。ただ、そういう話が出たのは覚えております。

○荒木眞澄委員 分かりました。このような発言に対して、このような発言は冤罪を強要するのと同時に、脅迫に値する行為であると思いますけれども、副市長であるあなたが、この契約書に関与したことについてはどのように考えておられますか。

○元平修治証人 まず、その言葉が出たときに何を言っているんだと思いましたが、恐らく彼はそんなことを信じるものではないだろうからというふうに、これは安易に思っておりました。といいますのも、彼ももともと人事畑とかにもいましたから、そんなことできるわけないときっと思っていると思って、ただ、終わって2人で出たときに、ようあんなん言うなと私は彼に言った覚えはあります。

○荒木眞澄委員 再度確認をさせていただきますけれども、その後援会長の事務所で、後援会長と元平副市長とその職員、3名で集まるように指示されたのは市長ということでしたかね。

○元平修治証人 はい。

○荒木眞澄委員 3月4日の富田市長に対する尋問においての市長の証言からはですね、この契約書を交わした日、職員、その本人から相談があるとのことで3人で会ったと聞いているとの証言をされていましたが、あなたがこのように市長に報告したのですか。

○元平修治証人 いえ、しておりません。3月4日のその証言があった翌日、朝、何であんなこと言ったのですかと私は市長に申しました。私は一切報告などしていませんけれども。そうしたら、そのとき市長の答えは、ああ、元平さんではなかったですね、会長でしたねとそう言いました。それで、とにかく私はこんなこと一切言って

ませんからと言って、そうしたら、それについてはわびていただきました。ただ、その4日のときに淡路島の話が出たので、私はそんなこと聞いていませんけれどもと言ったら、それについてはわびはなかったです。

○荒木眞澄委員 では、あなたがこの秘密保持契約書を交わした後、富田市長へ、この契約書の内容について、また、そういう契約を交わしたという内容の報告をされましたか。

○元平修治証人 いえ、しておりません。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、ちょっと質問の角度を変えさせていただきます。

あなたは民間人である後援会長の権限について、市長からどのように聞いておりましたか。

○元平修治証人 私に対しては、会長は大変素晴らしい方だと。もっと言えば、あの方から話を聞いて指導を受けてくださいと、定期的に指導を受けてくださいと、そんなふうに言われていました。

○荒木眞澄委員 指導というお話がありましたけれども、では、あなたは民間人である後援会長から、池田市政並びに業務に関わる内容について指示または命令をされたことがありますか。

○元平修治証人 いえ、ございません。

○荒木眞澄委員 では、あなたは、この後援会長とともに池田市政に関わる会議に出席されたことはありますか。

○元平修治証人 はい、市政、そうですね、出席したことはあります。

○荒木眞澄委員 では、職員からのこれまでの証言によりますと、あなたは落語みゅーじあむの事業説明の打合せのときに、賃貸借契約書なる文書をコピーし、当時、その会議に同席していた民間人に渡したとのことですが、このような行為をしたのは事実ですか。

○元平修治証人 はい、そのとき、私がコピーを渡して、そのときに同席していた部

長に、あんなことしたらあきませんと注意を受けました。

○荒木眞澄委員 では、そのときに同席していた民間人とは後援会長のことですか。

○元平修治証人 はい、そうです。

○荒木眞澄委員 では、こういう市に関する事業の説明の場に、なぜ民間人である後援会長を参加させたのですか。

○元平修治証人 市長は民間人の意見も聞かなければと、行政の者だけでは分からないことがあるからというようなことで入れるとおっしゃっていました。

○荒木眞澄委員 ということは、この民間人の後援会長をそういう会議に参加させてもいいという指示をしたのは富田市長ですね。

○元平修治証人 はい、そうです。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、あなたはこのように、市に関する公な会議に民間人の方である後援会長を参加させるということについては、どのようにお考えですか。

○元平修治証人 市長という人はいろんなブレンがいるのだろうとは思いました。ですから、それが私どもがいない中でそういう相談をすることもあるのかなとは思っておりました。ですから、そこまで考えが至っていなかったのと、一つはよっぽど私たち、私たちといいますか、副市長というものに信頼がないのだろうと思っておりましたので、それで、市長が進めたというのが、だから、そこまで深く考えていなかった、その当時は考えていなかったと思います。

○荒木眞澄委員 先ほどもお話がありましたように、市に関するそういう会議の場で公的な文書をコピーして民間人に渡す、こうした行為はまずあるまじき行為だということで、当時、同席していた部長の方から注意をされたということでございますね。

○元平修治証人 はい、そのとおりです。

○荒木眞澄委員 このような会議に一民間人を入れるというのは、普通であれば何か一定の手續といいますか、それだけの権限といいますか、そういう市の公の場に参加させているということについては、何か手續が必要ではないですか。

○元平修治証人 今思えば、そういった審議会ですとか、何か会議としてしっかりしたものをつくって、誰を入れるか決めてやるようなものが本来の姿ではあると思いますが、そのときはそういったものではなく、今後どう進めていくかというのを市長の中でいろいろと見直しをしたいというのがあって、その意見を聞くのに行政だけでは足りないと思ったのだらうと思いますが、そこまで思い至っていませんでした。

○荒木眞澄委員 分かりました。質問を替えますけれども、あなたはいけだ市民文化振興財団や関西コミュニティ協会に帳簿を貸すように言いましたか。特にいけだ市民文化振興財団には、何度もそれを求められたそうですけれども。

○元平修治証人 いけだ市民文化振興財団に対して求めたのは、何度もというか、1度行ったときにお願いはしたと思います。3回訪問したかと思います。行ったときに、まず帳簿といいますのは、第三セクターといいますか、どういうのかな、外郭団体についてはそういった帳簿を見せてくれということ是可以、その調査ができるということがありましたので、実態を知りたいということで帳簿を出してもらおうというふうに言われましたので、それで、私は伺いました。一旦、出そうというところまで話はいつていたのですけれども、やっぱりそれは出すべきではないということで、出さないというような返事になって、それ以降はその話、帳簿というよりも補助金の話を私は主にしていたと思います。

○荒木眞澄委員 すみません、その帳簿を貸すようにと指示したのはどなたですか。

○元平修治証人 市長です。

○荒木眞澄委員 市長ですね。普通、こういう帳簿関係を貸し出すというのはあり得ない行為だということで御存じですか。

○元平修治証人 そこはできると思ってしていました。ですから、私はそういう調査の過程で帳簿を見ることはできるというふうに言われたので、そのまま私がとにかく行ってあなたが話してきてくださいということだったので行きました。

○荒木眞澄委員 通常、帳簿というのは現地に行ってその場で閲覧することは可能なのですけれども、それを貸し出しするということはまずあり得ない行為だということ

だと思いますけれども、それはもう市長からの指示ということで、市長はその認識もなかったということによろしいですね。

○元平修治証人 そうですね。そこははっきり言いませんが、私も最初そこで見せてもらえればという話をして、でも、貸してもらってきてくれということを言われましたから、その認識はなかったのではないかとは思いますが。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、私のほうからは一応最後なのですけれども、本市の人事担当副市長でもある元平副市長にお聞きしたいのですけれども、人事からの情報によりますと、令和3年度の本市採用職員の内定者のうち、本市始まって以来となる2桁の数の内定辞退者が出たとのこと。今、コロナ禍の影響で就職を勝ち取ることも大変厳しい状況であるにもかかわらず、このような本市始まって以来となる2桁の人数の内定辞退者が出たという異常事態についてはどのように認識しておられるのか。

それと、今、このサウナ問題から発しまして、今現在、この池田市に対して様々な市民の方から、延べもう100件以上の苦情の電話がかかっているという、この状況についても併せて最後、御意見をお聞かせください。

○元平修治証人 辞退者が多く出ていることにつきましては、当然、他市、他の自治体も受けていらっしゃると思います。それで合格されているのだろうなというのを思う反面、なくても辞めていくのは、今のサウナに始まる問題のせいだと思っております。ですから、私も人事と今、話しているときに、正直、今、ほかが受かっていたら、もっと言ったら面接のときに、ほかの自治体も受けている場合にうちに来てくださいますかというふうなことを聞いても、そのときは当然言ってくださいますが、大抵の方はそうやって出ていくのはすごく恥ずかしいですけれども、今、どうしようもないかなというのが私の正直な気持ちです。

そして、この問題がずっと続いていること自体、恥ずかしいし、とにかく憤りしかありません。しかも、本当に知らないことだらけで、何が職務代理だというのが僕の本音です。何を相談してくださった、何を言ってくださった、何もない中で勝手に決

めて、何かあったときには職務代理に言っております、職務代理のせいです、何の責任を取らされなければいけないのだろうという、その悔しさはあります。ただ、自分の職務だと思いますので、仕事はやらなければいけないと思ってずっとやってきたつもりですし、言わなければいけないことも私なりに言ってきました。しかし、あなたは何も見えていない、部長と話しているのと一緒だ、もっと高みを見なければ駄目だと、ひどいときになりましたら、私の考えていることは私にしか分からない、だから、信じてついてこい、それはおかしいではないですか。ただただ悔しいです。

○荒木眞澄委員 分かりました。私からは以上です。

○前田敏委員長 荒木委員より尋問をしていただきましたけれども、ほかの委員からありますか。

○西垣智委員 契約書について再度お伺いします。甲が会長で乙が副市長、職員でありながら、調査では10月29日の契約時には先にあなたが主導で職員に話をしたと聞いておりますが、間違いはないですか。

○元平修治証人 はい、私から先に話をしました。

○西垣智委員 この契約書は、市長は職員を守るためと前回の委員会で発言していましたが、あなたはこの契約で当該職員を守れると本当に思ったのですか。

○元平修治証人 ですから、書くときに守るためというふうには、正直、私は感じておりませんでした。ようこんなの書かすなというのがありました。

○西垣智委員 実際、あなたは乙欄に署名をしているわけですが、あなたがこの乙欄に署名をしたら、職員も拒否できない状況になることを考えなかったのですか。

○元平修治証人 正直、先に彼が書き出したというのがあったので、ああ、そんなに捉えていないかというのが私の印象でした。

○西垣智委員 契約書は2枚あったはずです。どちらが先かとかいうふうな問題ではなくて、1枚目は先に職員、もう一枚は先に元平副市長ですか、ですから、どちらが先に云々ではなくて、その署名をした時点で職員が拒否できない状況になることではないのですか。

○元平修治証人 そのときの状況を素直に、今言っただけでございまして、その姿を見て、そんなに拒絶していると思わなかったのですから、本当にここだけの話やの延長線上で文書にちょっとしたというぐらいに捉えていた、私の認識の甘さかもしませんが、そのときはそう思っておりました。

○西垣智委員 結果的には職員に対して、後援会長と副市長は同罪になるとは思わなかったのですか。

○元平修治証人 その認識は、その当時ございませんでした。

○西垣智委員 本来、このような事案が発生すれば、あなたが盾になって職員を守り、市長に意見するのが副市長のあなたの役目であると思うのですが、そのようなことは全然思っていなかったわけですか。

○元平修治証人 ですから、最初、まず、これをする事自体を私は拒んでおりました、それでももう一回確認しろとなって、それをしないと、またこの先でどうなるのだろうと、とにかく確認すれば済むだろうというふうに思いましたので、済ませるほうが得策だろうという自分の考えでした。

○西垣智委員 そうしましたら、結果的に市長の優位的な立場で指示されたから、断ることができなかったから、当時、自らの判断でその行動を取ったということで間違いはないですか。

○元平修治証人 そのとおりです。

○藤原美知子副委員長 御苦勞さまでございます。私も今の秘密保持契約に関して質問したいと思います。

秘密保持契約は気軽に結んだというお話だったのですけれども、その保持契約を結んだ後、どういったお話がありましたか。

○元平修治証人 その会長からは、では、ここで話すことは口外しないという契約だということで、ここで話をするならば、先ほどあったように、どっちかという課長になりたいというのであれば、その後の語尾がはっきりとちょっと覚えがないのですけれども、それ以外に、あなただったらいいのになと思うというようなことがあった

のです。それはどういう意味だろうと思ったのですが、もし本当にこの形で収まったならば、もうこれ以上のことをしなくて終わるという意味なのかと、ちょっとそのときに何を言っているのかというのは内心ありました。といいますのも、そこでそうなったら、その後、彼を問い詰めるだろうと思ったので、ちょっと何か不思議な話は出ていました。

○藤原美知子副委員長 まず、その結んだ後で、副市長のほうから、その職員に対してどのようなお話をされましたか。

○元平修治証人 すまんかったなということと、あんなんよう言うなということとを彼と話したと思います。

○藤原美知子副委員長 書面で契約を交わした後で、職員に対して例えば動画の問題で犯人捜しをせざるを得ないと。これに関する情報で知っていることを教えてほしいというふうな質問はされませんでしたか。

○元平修治証人 その場でということですか。

○藤原美知子副委員長 はい。

○元平修治証人 ちょっとそこは記憶がありませんが、私はそもそも最初の、そのもっと前に動画とかが出たときに、これは調べなければいけないとまず思いました。というのも、そういうのがあったときに何もしないのか、市役所は何もしないのかとなるので、これは必要だと思っておりましたが、しかし、考えれば、これは隠さなければいけないものではなく秘密には当たらないので、それを出したからということ問い詰めるのはおかしいというのは、顧問弁護士にもちょっと私、相談しまして、そうではなく、こういう事件が起きたなら、次に、再発とかがないようにするように取り組むのが賢明ですよというのもありました。それ以前に、ある部長と話したときも、こんなの犯人捜ししたって意味ないですよというのを2人の部長からも言われて、ただ、僕は今の市役所として何もしないというのはよくないと、犯人が分からないがために、こうやって疑われる人間が出てくるというのが許せなかったので、それで必要かと思っていましたが、しかし、これはできないなと思って、これは調査はするこ

とはできないということも市長に報告しました。

○藤原美知子副委員長 そのときに、後援会長はその職員に対して何か言われましたか。

○元平修治証人 すみません、ちょっとはっきりと今、覚えていません。

○藤原美知子副委員長 私どもがちょっと聞き取った話では、あなたがやった人であってくれたらよかったなと思っていると。つまり、あなたが犯人であればいいなと思っているというようなお話をされ、あなたが犯人だと認めれば、あなたの将来は保証すると、こういったお話をされたと聞いておりますが、覚えていらっしゃいますか。

○元平修治証人 前段のほうは、先ほど私が述べたことと同じ発言だと思います。ただ、後段のところの、その保証するという言い方が、その言葉が出たのは覚えているのですが、といいますのも、会長さんにそんなことできることではないので、その語尾は、すみません、はっきりと覚えていませんが、そういう言葉は出たと思います。

○藤原美知子副委員長 警察に告訴するというようなお話は出ませんでしたか。

○元平修治証人 一般論的に、だから、その当時、まだ調査する、しないというのが決まっていなくて、今後調査しようというような話もありましたので、それで、そうやって、後で分かった場合、今度、市としてはその方とは限りませんが懲戒処分というのはどうしても出てくるので、そういった話は出たかと思います。

○藤原美知子副委員長 例えば、その後援会長が、明日、その所属政党の弁護士が来るのですよと。恐らく刑事告発もしますよ、そういうような発言があったように聞いているのですが、覚えていらっしゃいますか。

○元平修治証人 言われたらあったようにも思うし、自らちょっとはっきりと、言われたらそういう云々に近いことをおっしゃっていたかもしれません。

○守屋大道委員 今日はこの場に来ていただき、どうもありがとうございます。

私のほうから、先ほどの契約書の件に関してお伺いしたいと思うのですが、10月29日の午後から秘密保持契約書を交わしたということなのですが、その際、先ほ

ど証人のほうが、顧問弁護士のほうにも相談しようと思うという発言をされたと思うのですが、この顧問弁護士に相談するというのはどこの顧問弁護士のことを指しているのでしょうか。

○元平修治証人 それはちょっと私の発言がおかしかったかもしれませんが、顧問弁護士というのは契約書とは別の話でして、私が先ほど言った顧問弁護士は調査するという意味の、庁内で犯人捜しといたしますか、誰がやったかを捜すということに秘密はないからという、それについては池田市の顧問弁護士の方に私が相談したということでございます。

○守屋大道委員 では、今の発言によると、犯人捜しに関しては池田市の顧問弁護士に相談するというので、先ほど藤原副委員長のほうは、後日、所属政党の顧問弁護士が来るので相談するよと言っていますので、それに関しては違う顧問弁護士というような解釈でよろしいですか。

○元平修治証人 その政党の云々といったのは私の発言ではございませんので、違う人だと思います。

○前田敏委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、以上で元平証人に対する尋問は終了いたします。

元平証人には長時間ありがとうございました。退室いただいて結構でございます。御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(元平修治証人退室)

○前田敏委員長 それでは、次の証人の入室のために暫時休憩いたします。

(午前10時58分休憩)

(午前10時59分再開)

○前田敏委員長 再開いたします。

岡田証人におかれましては、お忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができません。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者も含め全員御起立お願いいたします。

(全員起立)

○前田敏委員長 それでは、証人は宣誓書の朗読をお願いいたします。

○岡田正文証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えないことを誓います。令和3年3月12日、岡田正文。

○前田敏委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印願います。

(岡田証人 宣誓書に署名、捺印)

○前田敏委員長 皆様、着席をお願いいたします。

(全員着席)

○前田敏委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、またゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより岡田証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市副市長の岡田正文さんですか。

○岡田正文証人 はい、間違いございません。

○前田敏委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○岡田正文証人 はい、間違いございません。

○前田敏委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定いたしました主尋問の事項についてお伺いをいたします。

まず、市長であれば市の条例と異なることをしていてもおとがめがなかったり、私物の持込みも全て権限どおりに許されますか。

○岡田正文証人 許されません。

○前田敏委員長 市長が公務であると認識すれば、全て公務となりますか。

○岡田正文証人 それは誤解されていると思います。

○前田敏委員長 市長は、生活できる私物を持ち込み、昨年9月から10月までの間に17泊、市庁舎に泊まり込んでおりました。再度確認いたしますが、これを公務と認定しますか。

○岡田正文証人 泊まること自体は公務でないとは言い切れないとは思いますが、必要に応じてという、泊まるということは必要に応じては公務に当たると思います。

○前田敏委員長 必要に応じてという内容については、そういった公務の具体的なレベルで私どもに説明いただくことは可能ですか。

○岡田正文証人 実際、家代わりに使われるというような使い方はやはり間違いだろうとっております。ただ、どこまでが公務でという、なかなか僕らでも線引きができないところとっておりますので、一概に絶対に泊まるのが駄目ということはやよっと言いきにくいかと思っております。

○前田敏委員長 分かりました。

それでは、委員のほうからお願いします。

○守屋大道委員 今日は岡田副市长、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。私のほうから何点か質問させていただきます。

まず1点目ですが、先ほど委員長のほうからありましたように、市長の権限であれば池田市の条例と異なっておってもおとがめがなかったり、私物の持込みをすることはそのとおり、市長の権限どおりで許されるのかということでは、許されませんとおっしゃっておられましたけれども、証人はそういった条例などは守るべきことだと思

っておられるのでしょうか。

○岡田正文証人 もちろん条例は守っていただかないと、市長であっても守っていただかないといけないというのは当たり前でありますし、サウナの件についても私は不適切であると思うので、すぐに撤去を求めたと思っております。

○守屋大道委員 それでは、実際、前回の市長への証人喚問のときには、市長がそのような発言をされていましたが、その後、岡田証人は市長に対して何らかの進言はされましたでしょうか。

○岡田正文証人 答弁としては誤解を招くといえますか、誤解されている発言なので、その考えは違いますよということは進言いたしました。

○守屋大道委員 誤解というよりは許されませんということで私はお尋ねしたつもりだったのですけれども、条例と異なることをしておっても、それは誤解でしょうか、それとも許されない行為なのでしょうか。

○岡田正文証人 当人が条例をそこまで把握していたかどうかは分かりませんが、条例に違反している件については誤解ではなく誤りです、間違いなく。

○守屋大道委員 ということは、条例に違反しているということは当人が把握していなかった、誤解ということなのですが、それは具体的に申し上げますと、前回指摘させていただきました、東京に出張に行った際、そこで、タクシーチケットを利用されて移動されておったという事例がございました。その際、通常であれば職員旅費条例では最も経済的な経路により計算した額を支給をするというような条例になっているかと思いますが、タクシーチケットを利用してタクシーで移動するということは、これは条例違反になるのでしょうか。

○岡田正文証人 その部分だけを取りますと、当然、条例違反になるのではないかと私は思いますけれども、例外的な措置として時間がないときとか、急を要するときとか、そういう場合には利用もあり得るのかなと考えております。

○守屋大道委員 具体的に申し上げますと、6月26日に行かれています。東京に出張されていらっしゃる。そのときは、きちっと飛行機のほうも飛んでおりまして、

現地のほうにも予定どおり到着しておられます。秘書課の予定しておりましたスケジュールでは、十二分に現地に到着する予定になっておったのですが、それでもタクシーチケットを利用して移動されていらっしゃいます。このような事例の場合はどのようにお考えになりますでしょうか。

○岡田正文証人 効率的な運用という意味では、当然、羽田空港という流れからいきますと、ちょっと現場がどこか分からないのですけれども、浜松町まではモノレールで行かれて、そこから効率的な運用からいけばタクシーもあり得るかもしれませんが、基本的には地下鉄、JR等に乗っていただかないといけないと思っております。

○守屋大道委員 同じくその日、東京では永田町から霞が関のほうにまでタクシーチケットを利用して移動されていらっしゃいます。歩いて12分の距離というふうにGoogleマップを見るとなっているのですけれども、この距離の分の移動に関しましてもタクシーチケットを利用されているのですが、これはやっぱりどうなのでしょう。タクシーチケットを利用すべきものなのでしょうか。歩いて移動するべきものなのでしょうか。

○岡田正文証人 答えにくい部分ですけれども、私なら歩いて行きます。

○守屋大道委員 では、その日、また6月26日の件なのですが、その日は帰り、霞が関から、今度また同じく羽田空港までタクシーチケットを利用していらっしゃいました。これは帰ってくる時です。帰ってくる時には、次の市長のスケジュールを確認すると何も公務が入っていませんでした。このような場合でも、やはりタクシーチケットの利用というのは可能なものなのでしょうか。それとも条例違反になるのでしょうか。

○岡田正文証人 条例違反になるかどうかちょっと分かりませんが、その分でしたら、当然、公共交通機関で帰るべきだと私は思います。

○守屋大道委員 7月17日も同じくタクシーチケットで帰っているということも、ちょっと指摘だけしておきたいなと思っております。

ちょっと話題を替えまして、1月20日の証人喚問の際、岡田証人のほうが、サウナ

の電気代や市長が東大阪への往復に使っておったタクシーチケットの利用に伴う料金返還は、市長に指示をされて副市長のほうから職員に指示をされたというふうに証言されていますが、それは正しいでしょうか。

○岡田正文証人 市長から指示を受けまして、私が職員にお願いもして計算を、お互いにさせていただきました。

○守屋大道委員 その職員というのはどこの職員さんだったのでしょうか。

○岡田正文証人 秘書課の職員です。

○守屋大道委員 では、その際、その後、サウナの電気代に関しましては1回当たり23円掛ける30回の計算で恐らく電気代が計算されておったかと思えます。当初の説明では、9月中旬にサウナが設置をされて、10月中旬に搬出をされたというときの電気代の計算だったと思いますが、この後、7月12日にサウナが搬入され、10月21日に搬出されたということで聞いております。となりますと、サウナの電気代の算出根拠というのが異なってくるのではないかと思います。証人はどのようにお考えでしょうか。

○岡田正文証人 ちょっと時系列的にはうろ覚えなのですがけれども、当然、サウナの使用日数を計算するに当たりまして、3日に1回という証言もありましたから、再度、市長にも確認しまして、そうしたら、7月頃だったかもしれないということで、それなので、秘書課の職員ともまた確認しまして、実際はどの辺だったんだろうかという話をさせていただいた中で、設置は7月頃かもしれないけれども、使われたのは8月頃ではないでしょうかというところから、日にちを、市長のスケジュールで昼間が空いていてとか、このときは在席されていてとか、いろいろなことを全部勘案してあの日数を算出したという経緯があります。

○守屋大道委員 となりますと、一連の報道が出た後、サウナの電気代に関しましては市長は返金するというようなことを言っておられましたが、その後、そのサウナの設置状況であるとか、搬入の日とか、などが変わってきたがために、サウナの電気代に関してはあの計算方法で正しかったというふうな認識でよろしいでしょうか。

○岡田正文証人 どの段階のものが正しいかちょっと分かりませんが、最終的には8月から10月20日頃に搬出というときまでの日数で計算させていただいたので、市長が答弁されるとおりでしたら、あれで当たっているかなというふうに私は考えておりません。

○守屋大道委員 では、すみません、タクシーチケットのほうをまた確認させてもらいたいと思いますが、このタクシーチケットの利用に際しまして、料金返還に関しましても、これはまた証人が市長から指示を受けて、職員に手続をさせたということによろしいでしょうか。

○岡田正文証人 はい、間違いございません。

○守屋大道委員 先日の市長への尋問でも、タクシーチケットに関する返金に関しましては、金額に差額が出ているというふうに指摘をさせてもらっております。返金作業というのは行っていないかと思いますが、今後はどのようなことを市長から言われていますでしょうか。

○岡田正文証人 何千円かの違いがあると聞いていますが、今後についてのことはまだ話し合っておりません。

○守屋大道委員 岡田証人におかれましては、前回の証人喚問で、速やかに返金するように進言すると言っておられましたけれども、進言はしなかったということによろしいのでしょうか。

○岡田正文証人 すみません、私は速やかにというのは当初だったと思うのですが、追加分も速やかに進言すると言っていたら、まだできていないです。申し訳ございません。

○守屋大道委員 先ほどの、またタクシーチケットに戻るのですが、今回のその部分に関しては私的流用としての進言はしないのでしょうか。

○岡田正文証人 当初から、返した段階から、不適切な使用であると思っておりますので、返していただきましたので、当然、この過不足分も返すべきであろうと思っております。

○守屋大道委員 すみません、私が申し上げたのは東京の出張の際に使っておったタクシーチケットの利用料金という意味だったのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○岡田正文証人 今の委員が御指摘いただいたような状況であれば、返すべきかなと考えております。

○守屋大道委員 市長は、反対にそれは自分の中では、それは当然市長権限でこれは返すものではないというようなこともおっしゃっておられましたし、私的流用ではないというふうな認識でしたが、岡田証人はどのようにお考えでしょうか。

○岡田正文証人 タクシーの利用については明確な規定がありませんが、効率的な運用ということがございますので、そこをどこまで私どもが副市長として指摘できるかというところにもよりますけれども、私が今、委員から聞くような状況でしたら、やっぱり返すべきかなと考えております。

○守屋大道委員 ちょっと話は替わりますけれども、昨日、土木消防委員会がありました。その際、コロナ禍であるにもかかわらず、市長のほうから石橋の立体交差の高架事業に関する事業が提案されておまして、その部分に関しては一応否決という形になったかと思いますが、このような部分で、今、市長とは500もの事業を副市長とともに精査をしてきたという中ですが、その中で副市長は市長に対して、このような事業に関しても本当にこれは正しいものかどうかという進言することはできなかったのでしょうか。

○前田敏委員長 守屋委員、ちょっとどういう質問ですか。

○守屋大道委員 分かりました。すみません、では改めます、すみません。要は事務方のトップである副市長である岡田証人が、市長に対して、池田市の中では様々な事業に関しては、ある程度、市の職員さんからの提案、進言を受けて精査をしていくかと思われま。その中で、市長に対して進言できるのは副市長しかいらっしやらないかと私は思っているのですけれども、そういうような進言ができるような関係性でありますでしょうか。

○岡田正文証人 当初はお互いが状況把握できていない状況でしたので、なかなか進言というのには至りませんでした。もう数か月後にはいろいろな面で進言することは多々あった内容だと思っておりますし、ただ、この議案として提出された内容については、行政側全員で作成し妥当だという内容の下、議会のほうに提案しておりますので、そこの最終的な判断はやっぱり議会でしていただくというのが妥当かと思っております。

○守屋大道委員 すみません、先ほどの土木消防委員会に関する発言は撤回させていただきます。すみません。

すみませんが、話を替えさせていただきますが、後援会長さんが市のほうによくお見えになられるというふうに伺っておりますが、来庁された際、後援会長さんが帰られるとき、駐車料金の無料処理などは行ったことはございますでしょうか。

○岡田正文証人 私はもう帰られるとき、わざわざちょっとそれを見送っていないので、どういう状況で帰られたのか分かりませんが、聞くところによると、市長が駐車券を貸していたというような話を聞いております。

○守屋大道委員 市長が後援会長さんに駐車券を貸していたということを知っていると、今、発言されたと思うのですが、それはいつ頃から貸していらっしまったのでしょうか。

○岡田正文証人 いつ頃かは分かりませんが、その話は最近聞かせていただきました。

○守屋大道委員 分かりました。それでは、ひとまず私のほうは終わります。

○前田敏委員長 では、私のほうから、また何点か質問させていただきますが、まず2月24日の市長尋問の後、市長から証言した職員について、具体的な内容の把握の指示がありましたでしょうか。

○岡田正文証人 はい、ありました。

○前田敏委員長 この職員の証言の把握について、百条委員会の趣旨及び設置目的に反しているということを理解されていますか。

○岡田正文証人 はい、理解しております。

○前田敏委員長 百条委員会に出席をし証言した職員に、副市長の立場として、その後に行動し確認された行為に対して、妨害行為の対象として認定されれば、その責任を取る覚悟はございますか。

○岡田正文証人 覚悟と言われるとあります。

○前田敏委員長 あなたは、後援会長とともに市の政策に関わる会議に出席したことはございますか。

○岡田正文証人 あります。

○前田敏委員長 池田市再開発ビル株式会社の人事案件がうまく進まずに、市長より繰り返し辞表の提出を求められ、令和2年4月1日から職務代理者、筆頭副市長を交代させられたと思いますか。

○岡田正文証人 副市長の交代と再開発ビルの問題とは全く関係ないと思っております。全くではないですね、直接の関係はないと思っております。

○前田敏委員長 分かりました。

では、引き続きで委員からお願いします。

○守屋大道委員 すみません、冒頭に昨日ですけれども、岡田証人はある議員に、本日の証人喚問に関しまして、後援会長と同様に職員に関しても秘密会にするべきだというふうなことをお話しされたということは記憶にございますでしょうか。

○岡田正文証人 はい、後援会長と職員は秘密会にさせていただいたほうがいいのではないかと考えました。

○守屋大道委員 これは誰かの指示だったのでしょうか。

○岡田正文証人 はい、後援会長は後援会長からの指示ではないですが、相談で、私も一般人の方はそのほうがいいのではないかと、職員も一般の職員はそのほうがいいのではないかと私が考えましたので、そういうお話をさせていただきました。

○守屋大道委員 今回の公開で証人喚問させていただく職員に関しましては、本人のほうにも確認をいたしまして、百条委員会で公開で証人喚問させてもらうというふうなことを確認しておりまして、それはやっぱり岡田副市長からの、この百条委員会に

関する不正介入かなというふうに思うのですが、その辺はいかが思いますでしょうか。

○岡田正文証人 不正介入と言われるとそうかもしれませんが、百条委員会という委員会の趣旨からすると、事実を求めると、事実を明らかにするという事なので、その趣旨からしても、私たちは公にされても仕方ないと思っていますが、職員とか一般の方については、正しいことが分かれば、それで判断されるべきだと私は思っておりますので、それを公にする必要はないのではないかなというふうに思っております。

○守屋大道委員 では、話は替わります。2月24日の証人喚問後、証言をした職員が誰なのか、岡田副市长が調査した事実がございます。3月4日の市長への尋問では、職員の状況、安寧を願っているために調査をさせたとの回答がありました。証人は、市長に証言した職員の名前や内容を報告されましたでしょうか。

○岡田正文証人 私どもは正確なお話というのは、証人が誰であったかというのは存じ上げません。ただ、一部の人は自分でも言っておられたし、自分は証人になるということをおられる方もおられたし、うわさで、うわさというのですか、人づてに聞いて、そんな人もおられたのかなという数名を知っていましたが、あとは私がどう思ったかだけの話を市長にしました。

○前田敏委員長 報告はされましたか。

○岡田正文証人 私が思った内容は市長に報告しました。

○守屋大道委員 思った内容といいますか、調査された内容は報告されましたでしょうか。

○岡田正文証人 調査したことはございません。ただ、何ていうのですか、本人が言っていた方とか、うわさを聞いた方とか、その名前を総合して市長には報告しました。

○守屋大道委員 ということは、職員のほうに聞き取り調査はしていないということですか。

○岡田正文証人 はい、私からは調査という形ではしていないと思います。

○前田敏委員長 聞き取りということですか、調査ですか、聞き取りですか、はっきりしていただけますか。

○岡田正文証人 名前の詮索はしていません。

○前田敏委員長 そうすると、お名前は聞いていないけれども、数人の職員に内容を確認をしたということですか。

○岡田正文証人 いえ、内容も僕は聞いた覚えはありませんが、今、どの部分を言われているか分かりませんが、1件だけは聞かせていただきました。証人に関して聞いたわけでもございませんで、2月24日の市長への尋問の中で、秘書課のタオルを洗わせていたという内容について、職員が病気にもなったという話が出ましたので、私、その件は副市長として何も知りませんでしたので、こういう事実があったのですかというのは一秘書課の職員に状況を聞いたのは事実でございます。

○守屋大道委員 その一秘書課の職員に聞いた内容は、市長のほうには報告はされましたでしょうか。

○岡田正文証人 私からは言っていないんですが、聞いた後に、市長から事実ですかということをお聞きしましたので、タオルだけが病気になられた理由ではないかもしれませんが、それはあったそうですよという話はさせていただきました。

○守屋大道委員 ということは、市長のほうもそのような状況があったということは認識をされているということによろしいですね。

○岡田正文証人 はい、今は知っておられると思います。

○守屋大道委員 では、証人はこのコロナ禍で何を拭いたか分からないびしょびしょにぬれた、ひどい異臭のするタオルを洗ったことがありますか。

○岡田正文証人 自分のタオルですかね。人のタオルは、私は最近洗ったことはございません。

○守屋大道委員 このコロナが広がる中で、感染の不安を抱え素手で触れず、ゴム手袋をつけ、漂白剤をたくさん使って洗濯する人の気持ちが分かりませんでしたか。

○岡田正文証人 大いに分かりますし、許される範囲というかサービス、サービスというのは怒られますけれども、職員がしてくれる範囲は超えていたと思っております。

○守屋大道委員 証人自身もしくは証人の家族が同じことをされたらどう思いますか。

○岡田正文証人 強要されたら拒むべき内容だと、かわいそうに、かわいそうと言ったら失礼ですけども、失礼な行動であったと思います。

○守屋大道委員 今回、岡田証人が調査され、当該職員をねぎらうどころか、市長、元平副市長、そして、証人から話しかけられることもなく、一部の秘書課職員に不安感と恐怖心が広がっています。あまりの怖さに、今後、証言できないと言われていきます。本人に確認せずに、タオルを洗うだけで病院に通院することがおかしいとか、話を盛っているとほかの職員に発言していらっしゃいます。このような心の内は本人にしか分かりません。業務上、優位性がある立場である、あなたの言動をどのようにお考えですか。

○岡田正文証人 ちょっとそれは軽はずみだったと思いますが、私は市長に、タオルを洗っただけで病院に行ったのはどんな状況でしたのかねという話はさせていただきました。

○守屋大道委員 話を替えます。証人は、市長が後援会長を市の政策の市政運営に関わる重大な会議に出席をさせていたということを認識されていらっしゃいますでしょうか。

○岡田正文証人 はい、認識しております。

○守屋大道委員 では、それは市長はなぜその会議に後援会長を出席をさせていたのか、その目的は御存じでしょうか。

○岡田正文証人 市長は、私たちの進言だけでは市民の考えが分かりにくいとよく言われていまして、それで、一市民である、それもよく自分の知った方を呼んで一緒にお話をして政策を決めたいというような意向があって、市長が呼ばれていたと思っております。

○守屋大道委員 では、具体的にはどのような会議だったのか覚えていらっしゃいますでしょうか。

○岡田正文証人 具体的な内容は覚えていませんが、主に外郭団体の見直しが多かったのかなと思っております。

○守屋大道委員 では、その外郭団体の調査にも後援会長が同席していた、その目的というのは何だったのでしょうか。

○岡田正文証人 調査に同席したというよりも、どのようにすべきかなという判断というか、そのときに助言をいただくというような形で参加されていたように私は思っております。

○守屋大道委員 では、助言をいただくために後援会長にそこの団体さんの契約書であつたりとか、帳簿などの書類を閲覧させていたというふうに伺っておりますが、その目的は何だったのでしょうか。

○岡田正文証人 今から思えば非常に間違つた行動であつたと思っておりますが、そのときは判断材料として、それを、進言いただく判断材料としてお見せしたのだったと思います。

○守屋大道委員 では、また話を替えます。いけだサンシー株式会社というのがございました。この解散に関しまして、市長から、担当部長を懲戒処分にできないかと相談がありましたでしょうか。

○岡田正文証人 私はそのようなことは聞いていないです。

○守屋大道委員 令和2年1月8日の農業委員会の懇親会前の打合せで、エレベーターホールや一般の方もいらっしゃる駐車場まで、SNSの活用について意見具申をした課長が、こういう態度の職員はどうなっているのか、どう教育しているのか、民間やったら首やと激怒しどなられたと聞いております。当時の福祉部長や政策企画課長とともに、岡田副市長も同席されていらつしゃつたというふうに聞いておりますが、市長が大声でどなっておられたのは事実でしょうか。

○岡田正文証人 はっきりとは覚えていませんけれども、事実だつたと思います。うっすらと覚えています。

○守屋大道委員 うっすらという記憶だつたのですが、なぜ、その際にはそのような一般の方もいらっしゃる前で、大声でどなっている市長の行動を止めなかつたのでしょうか。

○岡田正文証人 私が言われたのではなかったかなと思います。

○守屋大道委員 担当課長が言われていたということなのですからけれども、要は部下が言われているという手前上、副市長としては一般の方がいる前で、そういうことをお止めにならなかったということをお聞きしたかったのですが。

○岡田正文証人 すみません、はっきり言ったらいいのですけれども、そこはちょっと覚えていなくて、私が言われていたのではなかったかなというふうに記憶しております。

○守屋大道委員 では、また、話を替えますが、10月25日の日曜日、一連の報道があった数日後ですが、後援会長から職員のほうに、市長共々メディア関係に動画や画像を提供した職員だと確信しているというような内容の電話をしているのですが、この事実は知っているでしょうか。

○岡田正文証人 ちょっと確認ですが、市長からメディアにということですか。

○守屋大道委員 後援会長から職員にですね。

○岡田正文証人 その内容はちょっと分かりかねます。

○守屋大道委員 では、10月29日の木曜日の午後からですが、元平副市長が長時間外出しておられます。通常、両副市長が外出する際にはスケジュールの把握をすると思うのですが、この際、元平副市長はどこに出かけていたのか聞いていらっしゃいましたでしょうか。

○岡田正文証人 その29日にどこに行かれていたかというのは私は知りません。

○守屋大道委員 これは秘密保持契約が交わされた日ということなのですからけれども、この契約書に関しましては、岡田証人は事前にそのような契約書が交わされるということは聞いていらっしゃいましたでしょうか。

○岡田正文証人 職員に確認したいと市長が言っていたのは聞いておりますが、いつやられるのかというのと秘密保持契約というのは私のほうは全然、全く知らなかったことです。

○守屋大道委員 市長が確認したいということは言っていたということですね。それ

では、その秘密保持契約書というのがどのような内容であったかということは、報告は受けていらっしゃるのでしょうか。

○岡田正文証人 はい、昨日かおとといにもう一人の副市長から聞きました。

○守屋大道委員 結構です。大丈夫です。終わります。

○前田敏委員長 ちょっと確認なのですが、確認をするということをお聞きしたというふうに、今、証言をされたのですが、その中身については何を確認しようとされていたのかというのを聞いておられますか。

○岡田正文証人 私どもも再三、市長からは誰が情報を漏らしたのかと言われていましたが、私は内部告発的な内容もあるので、こういうことは調査できませんということは常々進言していましたが、市長からどうしても秘密の情報漏えいに当たらないのかということは再三聞かれていましたので、その件を聞くと、聞きたいと言っておられたと思っております。

○前田敏委員長 ほかの委員からありますか。

○西垣智委員 今の関連しての質問なのですが、聞き取り等の証人の行動に対して、改めてお聞きします。

百条委員会が職員へのパワハラを調査しているにもかかわらず、そちらがその職員の証言を確認しようとしたのはなぜですか。

○岡田正文証人 私どもも正確に誰が証人というのは分かりませんでしたし、私はタオルをたくさん洗っていたという状況も全く知りませんでしたので、どういう状況だったのかということを知っておくべきであろうと、副市長としては知っておくべきだろうと思って、ちょっと軽はずみに聞いてしまいました。

○西垣智委員 タオルのことだけを言っているのではなくて、こちらの百条委員会で調査をしているわけです。それに基づいて、市長に対して質問しているわけなのです。それなのに、こういうふうな証言の確認をしようとしたということは、あなたは職員を信じようとしなかったわけですね。

○岡田正文証人 職員を信じるとか信じないよりも、私はタオルがどういう状況で提

供されていたのかも知らなかったもので、そこは知っておくべきではないかと思ってちょっと確認させていただきました。

○西垣智委員 それは結果的にはやっぱり市長の指示になるわけですよね。

○岡田正文証人 タオルの確認は後でまた聞かれたので、指示と言えば指示になります。そこで報告すれば指示を全うしたことになってしまうと思いますので、指示になります。

○西垣智委員 信じようとしなかったということでは答えが曖昧だったわけなのですが、こういった一連のことで、市長に対してそういったことをできないと、聞き取り等ですね、職員を守るためにそういったことはしないほうがいいというのは、あなたの役割ではないのですか。

○岡田正文証人 もちろんそれは自覚しておりますので、再三、何度もそれはできない旨、進言してまいりました。

○西垣智委員 結果的に、そのような行動を取られたわけですから、市長の優位的な立場で指示されたから、断ることができなかったということによろしいですか。

○岡田正文証人 そう捉えます。

○前田敏委員長 ほかの委員からありますか。

○藤原美知子副委員長 1点ですね、17日間、庁舎にお泊まりされたという件なのですけれども、今、ちょうどコロナの関係でいろんな職務が行事も全部ストップというような状況の中で、当時、17日間も泊まらなければならないほど市長の業務がたくさんあったというふうに思われますか。

○岡田正文証人 その状況は分かりませんが、客観的に見ますと、そこまではなかったように私は思います。

○藤原美知子副委員長 市長はよく市長室でいろんな秘密事項も含まれているので、市長室でないとできない仕事があったというふうにおっしゃっておりますけれども、この夏の大変な時期に市長室でないとできないというような公務があったかどうかというのはどうでしょうか。

○岡田正文証人 私も何回か、事務所があるので事務所でされたらどうですかというお話もさせていただいた中で、私にはここでしなければいけない理由はなかなかちょっと想像はできないと思っております。

○荒木眞澄委員 すみません、1点だけお伺いさせていただきます。

あなたは民間人である後援会長について、市長のほうから権限のようなものを何かお聞きしたことはありますか。

○岡田正文証人 ここ最近、そんな話があったということは、そういうふうに動いていたということは聞きました。

○荒木眞澄委員 すみません、ここ最近ですか、いつ頃ですか。

○岡田正文証人 この2日ほど前に、そういうふうに私の思いを代弁してくれる方というふうなニュアンスで相談してくださいと言っていたという事実は2日ほど前に知りました。

○荒木眞澄委員 では、この後援会長が市長室並びに岡田副市长とか元平副市长との市政のそういう会議ですね、それに出席されたのはいつ頃からですか。

○岡田正文証人 あれはいつ頃からと言われると、ちょっと覚えていないのですけれども、秋頃からではなかったですかね。令和元年の秋頃からではなかったかと思っております。

○荒木眞澄委員 分かりました。では最後に、この民間人である後援会長から、池田市政、池田市の業務について、じかに後援会長から何か指示なり命令なりされたことはございますか。

○岡田正文証人 後援会長も、別に自分は来たくて来ていなかった様子でしたので、市長に助言を求められて常に来られている状況でしたので、別に後援会長から何か指示を受けるということはなく、市長に助言をされて、市長が私らにこうしてほしいというようなことを言われていました。

○荒木眞澄委員 では、再度確認ですけれども、サンシーとかとの会議に行かれたものも、これは市長の指示ですか。

○岡田正文証人 私がサンシーに行ったというのは、当然、市長の指示です。

○荒木眞澄委員 いえいえ、後援会長も行かれたのではないですか、そういう打合せ等に同席されていませんか。

○岡田正文証人 サンシーには行かれていないと思うのですが、サンシーの話をするときに、市役所で話をするときに同席されていたのかなと思っております。

○荒木眞澄委員 具体的に、かなではなしに、あったのかないのかだけお答えください。

○岡田正文証人 多分サンシーの話をされたときもおられたと思います。

○荒木眞澄委員 結構です。

○前田敏委員長 ほかにございませんか。では、これで尋問を終わりたいと思います。

岡田証人に対しましてはありがとうございました。退室いただいて結構でございます。御苦労さまでございました。

(岡田正文証人退室)

○前田敏委員長 委員会冒頭に申し上げましたが、この後、昼休憩を挟み、田中証人への証人尋問を行います。田中証人への証人尋問については秘密会として、第3委員会室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、秘密会とする調査終了後は、再度こちらの議場に戻り、午後2時過ぎになるかと思っておりますけれども、委員会を再会いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議会棟内の第1、第2及び第3委員会室の傍聴者に申し上げます。第3委員会室において、秘密会を開催いたしますので、職員の指示に従っていただきまして退室していただきますようお願いいたします。

なお、秘密会終了までの間、退室いただいた傍聴者のために控室として、3階、議会会議室を開放いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時48分休憩)

※秘密会のため議事は公表せず

(午後 2 時30分再開)

○前田敏委員長 再開をいたします。

休憩前に引き続き証人尋問を行います。

それでは、証人入室のため暫時休憩いたします。

(午後 2 時30分休憩)

(午後 2 時30分再開)

○前田敏委員長 再開いたします。

布施証人におかれましては、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。
本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者が、その職務上知つた事実であつて黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとな

っております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員御起立を願います。

(全員起立)

○前田敏委員長 それでは、証人は宣誓書の朗読を願います。

○布施芳文証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和3年3月12日。布施芳文。

○前田敏委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印願います。

(布施証人 宣誓書に署名、捺印)

○前田敏委員長 皆様、御着席お願いいたします。

(全員着席)

○前田敏委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより布施証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市市長公室秘書課主幹の布施芳文さんですか。

○布施芳文証人 間違いございません。

○前田敏委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○布施芳文証人 間違いございません。

○前田敏委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたします。

その前に、布施証人には秘密会に続いて2回目の証人喚問に出席をいただきました。布施証人の意思の確認として、前回の秘密会の内容について記録の提出について布施証人に御確認をさせていただきたいと思いますが、記録の提出について、前回の秘密会の内容について利用させていただいてよろしいでしょうか。

○布施芳文証人 結構でございます。

○前田敏委員長 分かりました。

それでは、秘密会での内容は公開という形に取り扱わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、私のほうから、最初に数点尋問をさせていただきます。

まず、あなたは市長公室秘書課に配属直後の朝礼で、数回にわたり市長から、田中さんには市政の相談役として両副市長への指導とともに市長自身のリスクマネジメントを行ってもらっている、公務、政務を問わず田中さんの指示は私の指示と思って対応するようにと富田市長から繰り返し指示を受けたということに間違いはございませんか。

○布施芳文証人 間違いございません。

○前田敏委員長 次に、令和2年8月2日から市長は東大阪との往復にタクシーチケットを利用し始めたと認識しておりますが、東大阪から池田市へのタクシーの手配はあなたがされましたでしょうか。

○布施芳文証人 私で間違いございません。

○前田敏委員長 令和2年10月25日、当時富田市長の後援会に関わっている田中氏から電話がありましたか。

○布施芳文証人 ございました。

○前田敏委員長 続きまして、令和2年10月29日に、元平副市長から田中さんのほうで聞き取りをしたいとの連絡がありましたでしょうか。

○布施芳文証人 元平副市長から時間を取ってほしいと、後援会長と元平副市長、私の3人で、家庭用サウナの搬出等々に関する聞き取りをしたいということでお話をいただきました。

○前田敏委員長 再度確認いたしますが、10月29日に、今サウナの撤去だとかそういった問題についての内容についてのヒアリングをしたいということで連絡があったということによろしゅうございますか。

○布施芳文証人 相違ございません。

○前田敏委員長 それでは、各委員のほうから質問をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○西垣智委員 今回は勇気を持って公開の場に参加していただきありがとうございます。

それでは、私のほうから順次質問をさせていただきます。

あなたは令和2年4月1日付で市長公室秘書課に異動し、当初は市長室内で市長の特命事項に関する調査等の事務担当を命じられ、勤務されていましたが、その後の市長との関わりを含め、現在までの勤務状況をお聞かせ願いますか。

○布施芳文証人 今、委員さんおっしゃられましたように、令和2年の4月1日付で市長公室秘書課のほうに異動してまいりました。当初は市長室内での執務ということ

で、特命事項に関する調査等々を行っておりました。4月10日ですけれども、市長のほうからもう入らなくていいということがありましたので、事務スペースは秘書課の職員が事務をしているスペースのほうに移りまして、そこから12月6日まではそちらのほうにおりました。昨年の12月7日に病院事務局への併任辞令が出まして、そこからは主に病院事務局総務課のほうで仕事をしております。

○西垣智委員 当時、4月ですね、1週間ほどで異動があったということなのですが、その当時の異動理由の説明等はありませんでしたでしょうか。

○布施芳文証人 要は、4月10日から通常の秘書課の事務スペースで勤務することになったということに関する理由の説明というのは、詳細はなかったのですけれども、記憶では元平副市長からもう入らなくていいということと、それからその入らなくてよくなった理由というのは、私が何かしらの物を申ししたということで入らなくていいということになったというのを伺っております。

○西垣智委員 そのほかに何か、元平副市長から市長が気に入らないとか何かそういうふうなことはなかったですか。

○布施芳文証人 すみません、ちょっと4月の話ですので少しあやふやなのですが、4月9日、その前日に市長がすごく明るくですね、今新型コロナウイルスの件で職員はみんな暇でしょうということをおっしゃられました。そのことに対して私は非常に憤りを感じまして、そんなことをおっしゃられたら駄目ですよということを申し上げたのです。そうしますと、次の日からもう入らなくていいと、何か言ったのかということをおっしゃったので、そのことをお伝えして、ああ、そういうことかというふうに理解をしているところでございます。

○西垣智委員 次に、東大阪往復のタクシーの予約についてお聞きします。

市長が東大阪の家族の元に帰られる際のタクシー利用について、今日はパワハラ観点でお伺いしたいと思いますが、タクシー会社との予約について御苦勞があったと聞いていますが、改めて市長からどのような指示があり、どのような対応をされたのか、お聞かせください。

○布施芳文証人 6月22日の朝礼であったかと思いますが、その際に、妻の実家がある東大阪のほうに奥様と子どもを預けて、日を決めてそちらのほうに向かうということをおっしゃられました。東大阪へ向かう際は土曜日ないし日曜日に池田市役所から東大阪へタクシーを使う。月曜日の朝、早朝、東大阪発で池田に戻ってくるというお話をされました。その後、そのタクシーの手配ということで、最初、当初は7月の後半だったと思うのですけれども、東大阪市内のタクシー会社3か所ほどをインターネットからプリントアウトをされて、ここで予約を取ってみてくださいということを指示をされました。

○西垣智委員 タクシー会社を予約する段階で、そのタクシー会社は容易に決まりましたか。

○布施芳文証人 最初、8月2日からタクシーの利用が始まるのですけれども、その最初の予約については、たまたまかけたところがよかったのかお引受けをいただきました。そのタクシー会社さんは介護事業とかも含めて少しされている、個人がなさっておられる、あるいは個人の事業者様が集まって行っておられるタクシー会社さんだったのですけれども、そこの運転手さんが快く引き受けていただいたということでございます。それが、8月2日の利用がそこから始まっていたかと思えます。

○西垣智委員 8月2日から利用が始まったということですが、そのタクシー会社はずっと長期間にわたり利用されていたということで間違いはないですか。

○布施芳文証人 ただ、最初に利用された際に、どうも合わなかったのか、このタクシー会社は代えてくださいということを言われました。その後、8月は夏休みに入りということがありましたので、そこから主な使用は9月ということになっていくのですけれども、その際、度々タクシー会社を替えてくれということで指示がありました。

ただ、そのときに見つけられたタクシー会社さんというのが3社か4社だったと思うのですけれども、当然朝5時10分にお迎えに行って、そこから池田まで送っていけということになりますので、それは対応できませんということでお断りをされた経過がありました。

その後、8月2日、当初から利用をされていたタクシー会社さんのほうに何回かお願いをさせていただいたのですけれども、結果、市長から替えてくれ替えてくれということがありましたので、9月の第1週ないし第2週のタイミングだったかと思うのですが、そのときに東大阪に営業所のあるタクシー会社全て当たってほしいということと言われました。インターネットで調べてみますと、結果15社ぐらいあったのですけれども、その15社の営業所全てに電話をいたしましてお願いをいたしました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、朝も5時10分に家につけてほしいと。そこから池田市役所まで走って帰ってくれという話ですから、当然15社ともお断りをされました。ですので、ちょっと従前の今引き受けていただいているタクシー会社さんのほうで何とかお願いできませんかということは何回か申し上げましたけれども、そのときは納得されたようなふりをするのですけれども、結果といたしまして、また替えてほしい替えてほしいとしつこく言われました。最終的には9月17日だったかと思いますが、日頃事務所兼自宅とされているところから朝通っておられる際に使っているタクシー会社のほうの運転手さんに直接聞かれたようで、どうもお迎えまでしてくれるということがありましたので、その事業所さんのほうにお願いをしてみますと、いいですよ、お引き受けしますということで、やっとそれで落ち着いたというところがございます。

○西垣智委員 そうしましたら、8月10日ぐらいから9月初旬ぐらいですね。約1か月間、最初のタクシー会社を利用されていたということですが、市長の私的な感情でタクシー会社を替えてほしいというふうな指示があつて、15社ぐらいを探し回って決まるまで幾度となく催促されたというふうな形ではよろしいですか。

○布施芳文証人 おっしゃるとおりでございます。

○西垣智委員 そうしましたら、このタクシーチケットの公費処理についてお伺いします。

秘書課職員は認めることができないとのことで決裁印を捺印しておらず、秘書課長と布施主幹の捺印しかないことがあったかと思うのですが、あなたは拒否することが

できなかつた状況にあつたわけですか。

○布施芳文証人 少し事情をお話をさせていただきますと、まず東大阪との往復、それにタクシーを使うということに関しまして、秘書課長と私しか知りませんでした。その理由ですけれども、これはタクシーを利用した理由につながるのですが、ほかの職員に知られたくなかつた、市長自身がほかの職員には知られたくなかつたとおっしゃっています。ですから、私もほかの職員に、この東大阪との往復ということに関して説明することができなかつたのです。ただ、通勤に準ずる行為だという理屈づけはしたのですけれども、それが一体なぜ通勤に準ずる行為だったのかということをおは説明ができませんでしたので、それは最後、秘書課長と私の2人で引き取って処理をさせていただきましたということでございます。ですから、拒否はできませんでした。

○西垣智委員 そうしましたら、次に、タクシーチケットに関連してですけれども、市長専用の駐車定期券についてお伺いしたいと思います。

本市の市役所駐車場は令和2年4月1日からシステムが変更になったと認識していますが、変更時、当時富田市長の支援者、田中氏から駐車定期券について呼び出されたことはありますか。

○布施芳文証人 呼び出されました。

○西垣智委員 すみません、その呼び出された内容をお聞かせ願えますでしょうか。

○布施芳文証人 あれは4月1日であつたかと思うのですけれども、日中の時間帯、秘書課内のどこの部屋だったか忘れましたが打合せを終えられて一旦退室をされたのですけれども、再び3階の秘書課スペースのほうに戻ってこられて、後援会長のほうが私のほうを呼び出されました。1階の裏玄関のほうへ一緒に降りていったのですけれども、そこで市長からもらったこの駐車場の定期券が使えないと、どうなっているのだと、前にもらった駐車券は使えたのにということを言われました。この4月1日に駐車場の運営が替わっておりましたので、私も一体どういう事情でそういうことになっているのかはわかりませんでしたので、総務課の職員の方に電話をいたしまして確認をしたところ、入場の際にも入れないと出られないということがわかりましたの

で、その定期券を持って入場ゲートのほうへ行って、一旦通しました。通した後にそれを、その券を再び使って出られたかというようなことがありました。

○西垣智委員 もう一度確認しますね。田中氏は市長からもらった定期券が使えないとおっしゃったわけですね。

○布施芳文証人 間違いございません。

○西垣智委員 結果、その駐車券で呼び出された後、駐車場を出ていったということで間違いはないですか。

○布施芳文証人 間違いございません。

○西垣智委員 富田市長の後援会長である田中氏は、市長の面会に来庁されたときに駐車券の無料処理とかはしていなかったということによろしいですか。

○布施芳文証人 そこがはっきりと、したかどうかというのを覚えているかと言われると難しいのですけれども、した記憶はないです。ほとんどしたことはないですし、ほかの職員がいてそれをしたかという、それはしていないと思います。

○前田敏委員長 ちょっと委員長から1点。

今、西垣委員から後援会長の田中さんというお話しをしましたがけれども、田中氏は後援会長という認識でございましたでしょうか。

○布施芳文証人 後援会長という認識でおります。といいますのも、当然、冒頭、委員長がおっしゃられました4月1日のそういったような御指示ですとか、その後、例えば秘書課長がもらわれた名刺ですとか、そういったような中にも市長の後援会の会長というふうにありましたし、市長も会長、会長とおっしゃっておられましたので、後援会長という認識を持っております。

○西垣智委員 次にですけれども、続けて、令和2年10月29日ですね、これは後に質問させていただきます秘密保持契約の件なのですが、このときに、同乗されて市役所の駐車場から後援会の田中氏の車で出ていかれたことで間違いはないですか。

○布施芳文証人 間違いございません。後援会長の運転される車で元平副市長と私が一緒に参りました。

○西垣智委員 そのとき、後援会長は料金を支払いましたか。

○布施芳文証人 料金を支払ったかどうかという、そこまでというのはあるのですが、明確に言えることは無料処理等々は行っていなかったと。その中でも出られたということでございます。

○西垣智委員 では、市長専用の駐車定期券を利用されていたと認識させていただきます。

質問を替えます。令和2年10月8日、富田市長から同年12月発行予定の議会だよりのゲラを後援会長の田中氏に送付するようにと指示があったとのことですが、送付しなければならぬ理由等の説明はありましたか。

○布施芳文証人 指示はありましたけれども、理由の説明はありませんでした。

○西垣智委員 すみません、ちょっと申し訳ないです。駐車場の記録の質問にちょっと戻りたいと思うのですけれども、調査では市長の駐車券で50回程度入出されているのですけれども、その中で、4月1日は短時間なのですけれども、それ以外で7月2日、8月21日、10月6日、10月29日において数分以内で入出庫されていますが、何か特段変わったことなんかはございますでしょうか。

○布施芳文証人 すみません、例えばこの4日間の具体的な時間というのは教えていただくことは可能ですか。

○西垣智委員 7月2日は17時20分入庫、17時31分出庫、8月21日は18時入庫、18時5分出庫、10月6日が13時21分入庫、13時33分出庫、10月29日が15時24分入庫、15時27分出庫です。

○布施芳文証人 10月29日につきましては、これ午後3時24分から午後3時27分ですので、後援会長の事務所から戻ってきた際、市役所のほうに戻ってきた際の利用です。

それから、8月21日なのですけれども、これは翌22日と29日に、当時いけだサンシー株式会社さんがなくなった後のまちづくり会社とも期待をされた一般社団法人の池田市スーパーシティ推進協議会の理事会と総会が22日と29日だったかと思うのですが、開催をされると。そこで市長が講演をされるのですけれども、その際に資料を30人か

ら40人分ぐらいお渡しをしてほしいということが後援会長から依頼がありました。A4用紙でたしか30ページぐらいあったかと思うのですけれども、それぐらいの資料でして、それを30部から40部ほど、この8月21日の午後6時頃取りに行くので用意をしてほしいというふうに言われました。その際に、実際に取りに来られたのは後援会長が経営される会社の従業員の方、女性の方だったと思いますけれども、市長事務所の秘書の名刺も持たれていた方です。その女性の方が午後6時ちょい過ぎぐらいに取りにこられて、紙ベースの資料、30部から40部ほど、重たかったのですけれども、それを持ち帰られた。その際にたしか車で来ていますから大丈夫ですということで、お手伝いしましょうかというもお断りになられたことを記憶しております。

○西垣智委員 そうしましたら、まとめさせていただきますと、8月21日に関しては、後援会長本人ではなくて、事務所関係の女性の方が駐車券を利用して入出庫をされたという認識でよろしいですか。

○布施芳文証人 はっきりと使われたところを見たわけではないのですけれども、恐らくそういうことなのではないかなというふうな状況であったと思います。

○西垣智委員 そうしましたら、市議会だよりのゲラのほうにちょっと戻させていただけますけれども、このゲラを後援会長に送付することに違和感はありませんでしたか。

○布施芳文証人 違和感はありました。これは議会だよりの原稿ですから、ゲラ段階の原稿でございますので、なぜ、それを後援会、後援会長とはいえ一般市民の方ですので、そちらの方に送らねばならない理由というのは疑問には感じましたけれども、冒頭の市長と同等、またはそれ以上の存在だということを市長御自身が言っておられますので、やむを得ず送付をさせていただいたということでございます。

○西垣智委員 その送付したゲラを見て、後援会長は何かおっしゃられていましたか。

○布施芳文証人 まず、議会だよりのゲラのほうには、たしか9月の本会議で一般質問をされた中で、8月の夏休みにどこに行かれていたかという質問をされていたと思います。それに対して、臆測であなたに何が分かるのだという答弁をされた、それが

そのまま載っていたと。その他、何点か気になられた点があったようなのですが、そのゲラを見て、名誉毀損で訴えたらいいのですよというふうにおっしゃられました。それも非常に簡単におっしゃられたことを記憶しております。私は、そんな訴えるということをあまり知らないで、そんなので簡単に訴えられるのですかということをお伺いしますと、いや、たとえ事実であっても、それを流布したことによって名誉を傷つけられたと思ったら、それは訴えることができるのですというふうに簡単におっしゃられました。名誉毀損は簡単にできるというふうに本当におっしゃられました。私はもうこの発言ですごい怖いことをおっしゃられる方だなと思ってしまって、ちょっと私も言葉が出なかったのですけれども、ただ、実際その市長の答弁そのものは、これはおっしゃられたことですよもう一回言ったのですけれども、それを名誉毀損で簡単に訴えられるということはおっしゃっておられました。

○西垣智委員 そうしましたら、10月25日の電話の件でお聞かせいただきたいのですけれども、まず、電話のいきさつですね。どちらからかけたのか、どのような状態で電話になったのか、お聞かせいただけますか。

○布施芳文証人 10月25日の電話からスタートしていくのですけれども、その前段ということで、すみません、経過をお話をさせていただきたいと思います。

まず、10月24日土曜日なのですけれども、この日に元平副市長と2人でお話をさせていただきました。そこでは、午前中も副市長がおっしゃっておられましたけれども、副市長からお伺いしたのは、市長と後援会長が私のことを情報提供者だと疑っていると、強く疑っていると。ただ、副市長御自身もこの件についてちょっと経過がよく分からないので、まず事情を教えてほしいということをおっしゃられました。ですので、副市長と2人で、夜ですけれども、私が知っていること、報道関係ですか家庭用サウナの搬出の経過等々、そういったところで私が知っていることというのを副市長に全てお話をさせていただいて、その上で私ではないですよと、情報提供者、リークしたのは私ではないですよということを申し上げました。副市長は分かったと、君ではないことは分かっていると、信じているというふうにおっしゃっていただきまして、

私のほうから市長と後援会長には1回伝えるということをおっしゃられました。

ただ、非常に状況としては不利であると。不利な理由というのは、まずサウナの搬出等々について知っている人間が非常に少ないこと、それから、私とその4月の件等々で市長に対して深い恨みを持っているということをおちらのほうで確信されていたことなどがありまして、私が犯人であるというふうに強く思われていると。言ってみるけれども、もしかしたら駄目かもしれないし、1回後援会長と話をしてみてもいいのではないかと、副市長はおっしゃられたと思います。そういう経過がありました。

10月25日になりまして、とはいえ私ではありませんので、そんなに強く疑われるということ自体が非常に不愉快でありますし、納得ができませんので、一度後援会長とお話をしたほうがいいというのもありましたので、後援会長のほうに一度架電をいたしました。しかし、お出になりませんでしたので、その後、向こうからお電話を頂戴したということでございます。

○西垣智委員 丁寧な説明ありがとうございます。

そうしましたら、前日の24日に副市長とお話をされて、副市長が証人が極めて不利であるというふうな発言をされたわけですね。もう一度確認です。

○布施芳文証人 ごめんなさい、不利である、極めて不利であるというふうにおっしゃったかどうかというのははっきり覚えていないのですが、確信されていると、なかなか不利な状況にあるというふうなおっしゃられ方をしたのを記憶しております。

○西垣智委員 その話を聞かれて、25日に証人のほうから一度電話をかけたが繋がらず、向こうから電話がかかってきたというふうな順序でよろしいですか。

○布施芳文証人 間違いございません。

○西垣智委員 それでは、その内容についてお聞きします。

相手方ですね、市長の後援会長ですね、マスコミへのサウナに関する流出の件で、あなたが犯人だと疑われた内容についての、改めて経緯を含めてお聞かせ願えますでしょうか。

○布施芳文証人 ちょっと前段といたしましてこの百条委員会の場でお話をさせていただきたいのは、まず情報提供者は私ではないということを改めてお話をさせていただきたいと思います。

その上で、後援会長のほうにもその旨をお伝えをしました。その電話の中で、しかしながら、市長共々、私が情報提供者であることを確信していると。あなたがその情報提供者でないのであれば、その証明をしてくださいと。証明ができないのであれば、真犯人を見つけてください。あなたが情報提供者でないということを主張し続けていても、当時所属されていた政党が告訴なりをして警察、検察の捜査が及ぶことになった場合、たとえあなたが情報提供者ではなかったとしても元の生活には戻れないというようなこともありますよというようにおっしゃられました。これは大変穏やかな口調ではありましたけれども、聞いているこちらのほうからしますと、告訴をされて、たとえそうでなかったとしても、そういう状況に持っていかれて元の生活には戻れない。いわゆる有罪等々になれば失職になりますので、そういうことを指しておられるのだなということで、強く恐怖を感じました。

実はそのとき、上司である秘書課長と待ち合わせを少ししておりましたので、その場に一緒にいてくれました。後段の告訴等々の経過というのは、秘書課長も隣で、電話の対応ですけれども、それを少し聞かれています。

○西垣智委員 その電話の中で、後援会長とのやり取りだったと思うのですが、これは後援会長が独断で電話されたというふうな認識は持たれていますか。

○布施芳文証人 その場で独断でというのは、そこまでは考えていないのですが、日頃の市長と後援会長の強い結びつきなどを見ていると、これは市長共々の御判断に最終的にはなってくるのだらうなというふうに思いました。

○西垣智委員 そうしましたら、証人は犯人であるというふうに確信しているというふうに言われたわけなのですから、その根拠とか証拠とか、あなたであるというふうな、そういうふうなことは示されたわけですか。

○布施芳文証人 その場でおっしゃられたかどうかというのは、すみません、そこま

で覚えていないのですが、後で分かったことですからけれども、まず、サウナの搬出、これが10月21日の晩だったかと思えますけれども、そのサウナの搬出について知っている人間に限られていたということがあります。これは市長、両副市长、後援会長、あと秘書課長と私であります。

10月21日の正午を過ぎた朝礼で市長から相談がありましたのが、今晚サウナを搬出しますと、どちらの経路でいけばいいですかということを相談をされました。ルートは2つです。非常階段なのか、エレベーターで地下まで持って下ろしてというルートになります。時間が夜の12時頃というふうにおっしゃられましたので、であるならば非常階段かなということで、非常階段のほうを実際に見に行きまして、そうすると、非常階段を出たところに駐車スペースがありますね。その駐車スペースについて会長に連絡をしてくださいということがありましたので、私のほうでお話をさせていただきました。

そのときに、会長から布施さんも手伝ってくださいということを軽く言われたのですけれども、いや、私はちょっと用事がありますのでというふうに申し上げたのです。どうもそのときの口調がきつかったようで、それが理由の一つにもなっております。だから、数少ない人しか知らないことと、その駐車場からの搬出について断った口調、それからその駐車スペースにコーンが立っていたのですけれども、そのコーンが立っていたことがいわゆる東京から来た記者さんにその目印で分かるようにしたのだろうという、すみません、私からすれば空想を言われて、そこまで知っているのは布施しかいないので犯人だろうというふうに推測をされたようです。

もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、市長に対する強い恨みがあるということが理由というふうにお伺いをしたことがあります。

○西垣智委員 いろんな証拠とかを示されたわけですからけれども、電話で告訴をしても言われたわけですからけれども、そのときの証人の感情というのですか、恐怖とかそういうふうなこと、どのようなことを抱かれましたか、よければお聞かせ願えますでしょうか。

○布施芳文証人 10月25日の電話の際は、たまたま上司である秘書課長もいらっやって、すぐにその情報を共有してちょっと怖い思いというのは和らいだのですけれども、その後、市長公室長とも相談はさせていただいたり、その中で何とか和らげていったのを記憶しております。

○西垣智委員 そうしましたら、次に、直後、10月29日ですね、10月29日の秘密保持契約書を交わすまでの経緯についてお聞きしたいと思います。

まず、この契約の経緯ですね。誰から呼び出されて、どういうふうな状況で契約を結ぶことになったかというのをお聞かせ願えますでしょうか。

○布施芳文証人 10月29日の聞き取りに関することでございます。

まず、お昼前に元平副市長からお話がありました。後援会長と3人でサウナ搬出、報道関係の話をしたいと、時間を取ってくれるかとおっしゃられましたので、結構ですと、今日の午後だったら大丈夫ですよというお話をさせていただきました。その日の午後2時にそれぞれ分かれて後援会長の車に乗って後援会長の事務所まで行ったのですけれども、そこでまず冒頭、この場ではざくばらんに今回の件についてお話をする場であると。ざくばらんにお話をできるように秘密保持契約、そのときはND Aというふうにおっしゃられたかと思うのですけれども、それを締結をしたいと。この話はここだけの話ですよということを約束するためにこの契約を締結したいということをおっしゃられました。これは後援会長がおっしゃられました。A3の契約書を見せられまして、内容を確認していただいて異論がなければサインと、印鑑がないので拇印を押してくださいということを言われました。

契約の中身を見たのですけれども、まず、秘密の定義がなされていなかったのです。ですので、この契約は一体何のかなというふうに思ったのですけれども、その一方で、何でここまで結んでまでそんな話をしないといけないのかなということも不思議に思ったのですけれども、これ以上、私も嫌な思いをしたくない、これは午前中の副市長の喚問の中でも出てきたかと思えますけれども、それは私も同じ思いでした。犯人ではありませんので、情報提供者ではありませんので、もうそういうふうに思われるの

が嫌だと。ここで変に拒否をすれば何かまた変な思いを持たれるだろうという、契約を締結せざるを得ないなというふうに思いましたので、署名と拇印を押したということでございます。

○西垣智委員 そうしましたら、最初に、元平副市長から3人の契約の話の連絡があったということよろしいですか。

○布施芳文証人 契約ではなしに呼出しですか。

○西垣智委員 まだその時点では、契約書の内容というのは分からなかったということですね。

○布施芳文証人 まず、呼出し自体は副市長を通じてあったというふうに私は認識しています。契約については、副市長も全く御存じなかったと思います。というのが、副市長も拇印を押しておられますので、これは一方的に後援会長のほうから出てきたということでございます。

○西垣智委員 分かりました。

その中で契約書を交わしたということなのですけれども、証人が見られて全く内容が理解できないということなのですけれども、後援会長から内容の説明等がありましたでしょうか。

○布施芳文証人 内容の説明ということでいきますと、この3人での話というのをここだけの話にするための、ここだけの話ですよということを明らかにするためのものだというふうに説明を受けました。ただ、そこに秘密の定義がないことに疑問を感じましたし、私がああ契約書を見て思ったことは、唯一私を縛っているのはこの契約書の存在を言えないということだということを感じました。この契約書の存在を言っただけではいけないということがありましたので、そこがキーなのかなというふうに思いました。

ですので、契約書の存在を言えないということは、この場の話だけを全く言えないということになりますので、口外するなというところまでつながるのかなというふうには思いました。

○西垣智委員 その3人で契約を交わしたわけなのですから、やっぱりその契約を拒否することは考えられなかったですか。

○布施芳文証人 そうですね、午前中の元平副市長のお話と同じになるかもしれませんが、一つは、本当に軽く見ていたというところがあります。もう一つは、契約は締結せざるを得ない状況にあったというふうには自分では理解しています。というのが、先ほども言ったのですけれども、やっぱり向こうがこれを結びましょうと言ってきていることに何か拒否をすることというのは、何かまた私に対して変な目線を送ってくるのではないか、変な視線になるのではないかということを思いましたので、そこはしようがないなと、結ばざるを得ないなという思いで結びました。ですから、拒否というのは、そのときは難しかったと思います。

○西垣智委員 やっぱり何か拒否することによって、少なからず何か自分の身とか地位とかそういうふうなものに対しての恐怖心を抱いていたというふうな認識でよろしいですか。

○布施芳文証人 不利になるだろうなというのは思いました。

○西垣智委員 この3人しか、その当時は契約書の存在を知らなかったということなのですけれども、それに関してですね、市長はこの契約書に関して認識を持っておられるというふうな感じは持たれましたか。

○布施芳文証人 そうですね、私が一番引っかかっていたのが、この契約の存在そのものを言えないというところが一番引っかかかっていました。ですので、3人しか知らないというふうに思っていました。

ただ、先般、3月4日の市長の証人喚問の中で、契約の存在は知っているというふうにおっしゃられました。びっくりしました。元平副市長がこの件をおっしゃられるとは思いませんし、実際、午前中、その話はしていないというふうにもおっしゃってましたので、もともとだまされていたのかというのが、私はその3月4日の喚問を伺ってびっくりしたというのが思いです。

○西垣智委員 この秘密契約書の存在が、当事者さん以外の外部に露呈しているとい

うことで元平副市長から連絡があったとお聞きしていますが、そのときの内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○布施芳文証人 そうですね、3月に入ってから、メールでそのやり取りがありました。そのときは副市長も少し興奮をされていたところもあって、この契約を出してしまったことというのは信義則違反なのではないかということもおっしゃっておられました。

ただ、私は、この話合い自体、この10月29日の話合い自体は当初は報告していなかったと思います、百条委員会のほうにも私は申し上げておりませんでした。というのは、あの契約があったからです。ただ、いろいろな聞き取り等々を進めていかれる中で、このお話をされた職員さんがいらっしゃったようで、もう一度この話を聞かせてほしいということをおっしゃっていただきました。私も怖かったので、この契約書がどれぐらい私を拘束するものなのかというのが分からないので、それこそ百条委員会の弁護士の先生にちょっと聞いていただけませんか、その判断を待ってでしか私は出せませんということもお伝えをして、その上で出させていただいたものであります。

当然副市長はそういった経過も御存じないですし、これが出てしまったということに対して、それは思いはあったと思います。だから、少し熱くなられたと思うのですが、今日の証言とか、その後、しばらくすると悪かったというメールを送ってくれましたので、私は、そこは副市長がやっぱり分かってくれたんだと思いたいです。

○西垣智委員 今回の一連の件で、元平副市長とはいろいろと相談をされたと思うのですが、もう一方の岡田副市長とはそういった相談等はされなかったのですか。

○布施芳文証人 そうですね、元平副市長自身も、今回の喚問の中で、今日午前中ですね、おっしゃってくれていたのですけれども、私とは人間関係をすごいつくってくれましたし、入って早い段階で声をかけてくれた人なので、本当にいろんなことを相談させてもらっていたと思います。今回のこのケースも、絶対君が犯人ではないということはおっしゃっていましたし、それは実際29日の聞き取り内容なんかを確認しますと、聞かれたら、ああ、これは私を問い詰めているなというふうに思われてしまう

のですけれども、でも、副市長と一緒にいてくれたから私はその場は対抗できたのかなというふうに思っています。

ただ、その反面、岡田副市長とはあまり相談というのはなかったのですけれども、その中で例えば、11月の、それこそタクシー代とか、もう一つ電気代の支払いというのは、岡田副市長から指示をされて私が払いに行きました。そのときに、決裁もはっきり言って不備だったと思います。そういったことの相談というのはさせていただいたのですけれども、一番ショックだったのは今回のこの喚問ですね。最後、喚問で、私もこの公開の場で受けるというのは本当に心が揺れるのです。その中で何にも声をかけてくれずに、何か一声もかかっていないですし、一方で、それは本人さんの強い要望があったのでしょうが、もう一人の市民の方は突然秘密会になるのですね。それについて何かいろんなお声もあったといううわさを聞きます。それを聞くと、私ら職員は守ってもらえないのだなというのはすごいがっかりしましたし、それは、何ていうのですかね、午前中の喚問の中でもおっしゃっておられた、秘書課の職員がおびえているというのはすごく気持ちが分かります。そういった意味では、何か守ってもらえないというのは残念でした。

○西垣智委員 あと少しだけ、ちょっと方向を変えて質問をしたいのですけれども、告訴、告発について、その後、何か聞いたことはございますか。

○布施芳文証人 今年に入りまして、1月なのですけれども、ちょっとある人から、布施さん、やばいよという話を聞きました。何かといいますと、刑事告訴に関する具体的な何か動きがあったみたいやでというようなお話を聞いたのです。それと日を置かずに、実はもう一方からも聞きまして、複数の方からもそういう告訴に関する具体的な動きがあったというふうに聞くと、ああ、本当にこれはやられたのだなというふうに思いました。すぐに次の日の朝、もう8時になる前です。あまりに怖かったので秘書課長と市長公室長に電話で相談しまして、大丈夫だろうかということは相談しました。それなら、大丈夫だということで、少し時間がたってからですけれどもおっしゃっていただいて、今何とか大丈夫ですので、まあまあ大丈夫なのかなというふうに

思いますけれども、簡単に名誉毀損でも訴えられる、ある会派さんは訴えられているというのも目の当たりにしています、耳にもしています。これは本当にやられているのだらうなということで、非常に恐怖を覚えました。そういうようなことがあったというふうに聞いております。

○西垣智委員 証人に対する告訴のお話を聞かれたということなのですが、誰が証人に対して告発をしたのか、告訴をしたのかというふうな、お名前というのとは聞かれていますか。

○布施芳文証人 私が伺ったのは、後援会長と弁護士で行かれたということを知りました。

○西垣智委員 次に、質問を替えますが、3月10日の午前11時頃、あなたに対して衆議院議員の足立議員から着信がありましたか。

○布施芳文証人 午前10時52分に足立衆議院議員から私の携帯に着信がありました。

○西垣智委員 その着信を受けておられますが、話はされましたか。

○布施芳文証人 私は電話に出ておりません。たまたま別のところで打合せをしておりまして、電話に出ておりません。

○西垣智委員 分かりました。

その着信について、どのように感じられましたか。

○布施芳文証人 実際にお話ししたわけではないですので、何を語られようとしたのか、何を伝えようとしたのかは分かりません。ただ、市長が唯一相談できるのは後援会長と足立議員です。その足立議員から私の携帯にこの喚問の2日前というタイミングで直接電話があったということは、やっぱり怖いです。慌てて秘書課長、市長公室長、市長公室の危機管理監、安全管理監にすぐ相談をさせていただきました。その中で、対応というか何もしないということで対応させていただいたのですが、本当に恐怖を感じました。

○西垣智委員 私からは最後の質問になるのですが、前回の市長の尋問を聞かれて、市長はパワハラの実態はない、加えて職員を二分するような発言をされていま

した。ほとんどの職員は真面目に働いているが、一部の職員は動画や画像を流出させたりしていると発言し、その調査が必要だと言っていました。これらの発言を聞いてどのように感じられましたか。

○布施芳文証人 そうですね、まず一つは、百条委員会の皆様がやっておられる調査、アンケート調査が匿名だから信憑性がないとかということもおっしゃっておられましたし、厚労省の定義するパワハラはないということもはっきりおっしゃっておられました。これはもう本当に百条委員会で、それを設置された議会、そしてその議会の後ろ、まあ、市民の皆さんですね、その方々への説明というのを全く放棄して、すごいことを言うなというのが正直な思いです。

今回、ハラスメントということで、私もアンケートの中に名前を書いて、出ても構いませんということで記載をさせていただきました。秘密会にも出させていただきました。秘密会の中では当然同じように宣誓をしてお話をします。うそはついていません。だから、ここで情報提供者ではないということもあえて言わせていただきました。それだけの覚悟を持って臨んでいます。ほかに臨まれた方が何人かいらっしゃいますけれども、その方も同じ覚悟で臨まれたはずなのです。聞き取りを受けた方もそうなのです。でも、はっきり私はしていないとおっしゃいました。何人かの方から、あんなうそを許していいのかということを言われました。つらかったです。ですので、やっぱりああいうハラスメントはありましたと、これだけは伝えてほしいということと言われましたので、それは言っておきたいと思います。

あと、もう一つですね、本当に職員をばかにしているなというふうに思いました。後援会の皆さんは、後援会の方って言われるのです。職員は秘書の者です。私ら者ですか、秘書の者ですか、情けなかったです。でも、先生方が召使ですかというふうに聞かれた質問に、私は思わず、はいと思ってしまいました。そうでなかったら、あんなこといろいろ言われたいと思います、すみません、情けないです。

あと、もう一つだけすみません、午前中に内定辞退される方が何人かいらっしゃったと聞きました。私も人事やっていた人間です。採用もやっていました。こんなこと

ありません。それを知っていてもあんなことを平気で言ってしまう市長のおっしゃり
ようということには本当に強い憤りを感じましたし、何とか声を上げたいというふう
に思っています。

○藤原美知子副委員長 すみません、契約書までのお話はさっきからのお聞きした
のですけれども、秘密保持契約を交わした後ですね。どんなお話がありましたか。

○布施芳文証人 秘密保持契約を結んだ後のお話なのですけれども、まず、元平副市
長が私に対して聞き取りをするという形で始まりました。それに後援会長が同席をす
るということで、その場は始まりました。副市長もおっしゃっておられたとおりです。
一般論としてこれは情報漏えいに当たるし、懲戒処分の対象にもなる。そうなったと
きにはいろいろ人生にも影響が出るというようなことも、それは一般論としておっし
ゃられたと思います。その中で、私もサウナの搬出について知っていることというの
を申し上げて、結果として私がやったのかということと言われましたので、私ではな
いというふうに申し上げました。

その後、後援会長のお話が始まるのですが、その中で出てきた話が、まず私であつ
たらよかった、私が情報提供者であつたらよかった、私にはそれをする強い理由があ
るというふうにおっしゃられました。強い理由があるというふうにおっしゃられまし
て、その後、ただ、私が個人でそういった情報のリークというのはいずれだろ
うから、そのバックにある何かしらの力というのをあぶり出せたらいいのだというこ
ともおっしゃられました。

ただ、実際に警察が入ってきたりして犯人捜しということになったら大変だけれど
も、今ならそれを押さえることもできるということをおっしゃっていかれる中で、仮
に私が情報提供者であつて、ごめんなさい、その情報提供者でなくても情報提供者だ
と認めて、そのバックの力が誰々だということを言えば、今後、課長、部長、あそこ
の部長、ここの部長というふうに経験をして、市長は11年やると言っているので、そ
の11年後に後継者なりなんなりという形を考えたらいいのではないですか、そうする
のがあなたにとっていいのではないですかということをおっしゃりました。

その話で、一方、突然、明日、明日とは10月30日なのですけれども、10月30日に当時所属されていた政党の弁護士が来ますと。弁護士が来て刑事告訴を恐らくしますと。刑事告訴となったら東京地検が来て、何で東京地検か分からないのですけれども、その東京地検が来て事情聴取なんかをされる。東京地検の事情聴取だったらうそもつけませんし、厳しいですよ。でも、今、丸く収めてくれたらその地検が来ないようにできますということをおっしゃられました。

そこからまだ、何かいろんな話をされているのですけれども、そこから話が、なだめたりすかしたりというような状態で続いて、もう私も何を言っているのかよく分からない状態になりつつ、結果どうだったのですかと言われたので、それは結論は変わりません、私ではありませんということを申し上げました。

その後、視点を変えてという話で、野球選手のF A選手みたいな考え方なのですと。F A選手がF Aをして契約を締結するときに、こういう条件でどうですかみたいな感覚で言ったのですけれどもねと言われたのですね。私、その意味がよく分からなかったのですけれども、ということは、私がやっていないことでもやったと言えば厚遇するぞみたいな意味に私は捉えました。でも、私はそうではないと言い続けていますし、そうではないので、何を言っているのだろうというふうに思って終わったのを覚えています。

結果、帰ってきて、実は副市長が本当に心配してくださったので、ちょっと部屋おいでやおっしゃっていただいたときに、副市長もまず何であんな契約したんやろというもおっしゃっていましたが、お互いに言っている意味が分からなかったといって啞然としていたのを覚えています。

○藤原美知子副委員長 私からはこれでいいです。

○前田敏委員長 ちょっと私のほうで最後1点だけ確認させていただきますが、先ほど10月24日、25日ということで、連絡の関係がありますけれども、それ以前にも後援会長から個人的な連絡というのは度々あったのでしょうか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

○布施芳文証人 個人的な連絡ということであれば、一度だけしたことがあります。たしか6月の二十何日、日付まで覚えていないのですけれども、24日とか25日だったと思います。このタイミングでしました。何かといいますと、このときも、私からすると市長は理不尽なおっしゃっておられた時期でして、大阪大学の総長と話をしたいと、スーパーシティ絡みで話をしたいのでアポイントを取れという指示がありました。そのときに、当然いろいろ積み上げてから最後の段階でお会いするというのが普通だと私は思っていましたので、知り合いの大阪大学の教授の先生にお願いをして、いろいろ当たりをつけながらやっと先方さんの副学長さんですかね、副学長の方のアポイントが取れたと。ところが、先方からはいきなり市長ということはやっぱり難しいですよということでしたので、元平副市長の御出席をお願いしたのですけれども、そのときに、いや、そうではなくて、私が会いたいと言っているのにどうしてできないのですかと強く言われました。後で元平副市長に裏で、あの人、まあ、私ですね、私は何もものを成したことがない人間だからこういうことはできないのだと、指導してくださいというふうに言われたそうです。言っている意味が分からなかったのです。

そのときにちょうどいろんなことが重なってしまっていて、それこそSDGsの看板を作れとか、パーティションを早くのけろとか、いろいろな、どうでもいい指示が繰り返しなされていた時期でしたので、私もちょっとしんどくなっていて、後援会長とはそのときは普通にお話のできたので、一度お話を聞いていただけるかなということで、お話をさせていただいたことはあります。

○前田敏委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、以上で布施証人に対する尋問を終了いたします。

布施証人には長時間ありがとうございました。退室いただいて結構です。ありがとうございました。

(拍手起こる)

(布施芳文証人退室)

○前田敏委員長 暫時休憩をいたします。

(午後 3 時48分休憩)

(午後 3 時49分再開)

○前田敏委員長 再開いたします。

報道機関の皆様申し上げます。この後、委員会終了まで録音並びにテレビ及び写真撮影を許可いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回、第10回委員会の案件と日程等についてでございますが、第10回の委員会では、調査事項についての見解の取りまとめ及び調査報告書案の作成について御協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第10回委員会につきましては、3月25日木曜日、午前10時から議場にて開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、以上で第9回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 3 時50分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 前田 敏